

令和元年流山市議会第2回定例会議案

6月20日招集
流山市

目 次

- 3 4 令和元年度流山市一般会計補正予算（第1号）
- 3 5 流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 6 消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 3 7 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 3 8 工事請負契約の締結について（流山市立八木北小学校校舎増築工事（建築工事・電気設備工事））
- 3 9 流山市森林環境基金条例の制定について
- 4 0 流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 1 市道路線の認定について
- 4 2 市道路線の廃止について

- 4 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 5 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 6 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 7 繰越明許費繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 8 事故繰越し繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 9 繰越計算書について（水道事業会計）
- 1 0 繰越計算書について（下水道事業会計）
- 1 1 専決処分の報告について
- 1 2 専決処分の報告について
- 1 3 専決処分の報告について

議案第 35 号

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

流山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月20日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律（令和元年法律第1号）の施行に伴い、選挙長等の報酬の額を改正するためである。

流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
(平成14年流山市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「10,600円」を「10,800円」に、
「12,600円」を「12,800円」に、「11,100円」を
「11,300円」に、「10,700円」を「10,900円」に、
「9,500円」を「9,600円」に、「8,800円」を
「8,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の流山市特別職の職員で非常勤のもの報酬
及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に初め
て行われる参議院議員通常選挙から適用する。

議案第 36 号

消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月20日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 消費税法及び地方税法の一部が改正され、令和元年10月1日から消費税率の引上げが行われることに伴い、本市における使用料等に消費税及び地方消費税の引上げ分を転嫁するためである。

消費税及び地方消費税の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例

(流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例(昭和44年流山市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「定める額」の次に「(同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」を加える。

別表のうち、1 施設使用料・利用料金(市民会館)の表中「12,857」を「13,095」に、「20,571」を「20,951」に、「33,428」を「34,046」に、「41,142」を「41,902」に、「53,999」を「54,997」に、「15,428」を「15,713」に、「24,685」を「25,142」に、「40,113」を「40,855」に、「49,370」を「50,284」に、「64,798」を「65,997」に、「1,542」を「1,570」に、「2,057」を「2,095」に、「3,599」を「3,665」に、「4,114」を「4,190」に、「5,656」を「5,760」に、「1,851」を「1,885」に、「2,468」を「2,513」に、「4,319」を「4,398」に、「4,936」を「5,026」に、「6,787」を「6,911」に、「5,142」を「5,237」に、「9,771」を「9,951」に、「10,285」を「10,475」に、「14,913」を「15,188」に、「20,056」を「20,426」に、「25,198」を「25,663」に、「6,685」を「6,808」に、「11,828」を「12,047」に、「12,342」を「12,570」に、「18,513」を「18,855」に、「24,170」を「24,617」に、「30,855」を「31,425」に改める。

別表のうち、2 施設使用料・利用料金(公民館)の表中「771」を「785」に、「308」を「313」に、「1,080」を「1,100」に、「462」を「470」に、「154」を「156」に、「1,285」を「1,308」に、「1,439」を「1,465」

に、「617」を「628」に、「2,777」を「2,828」に、「3,394」を「3,456」に改める。

別表のうち、3 附属設備及び備品使用料・利用料金の表中「2,160」を「2,200」に、「324」を「330」に、「3,240」を「3,300」に、「216」を「220」に、「108」を「110」に、「1,080」を「1,100」に改める。

(流山市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 流山市民プールの設置及び管理に関する条例(昭和47年流山市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表のうち、(1)普通使用の表中「154円」を「156円」に、「1,542円」を「1,570円」に、「514円」を「523円」に改める。

別表のうち、(2)専用使用の表中「1,851円」を「1,885円」に改める。

(流山市福社会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 流山市福社会館の設置及び管理に関する条例(昭和52年流山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

別表中「308円」を「313円」に改める。

(流山市立図書館設置等に関する条例の一部改正)

第4条 流山市立図書館設置等に関する条例(昭和53年流山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「308」を「313」に、「462」を「470」に、「1,080」を「1,100」に、「514円」を「523円」に改める。

(流山市都市公園条例の一部改正)

第5条 流山市都市公園条例(昭和54年流山市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の8」を「100分の10」に改める。

別表第2中「108.00円」を「110.00円」に、「32.40円」を「33.00円」に、「1,080.00円」を「1,100.00円」に、「10.80円」を「11.00円」に、「1.08円」を

「1, 10円」に改める。

別表第5のうち、1 屋外施設利用料の表中「270円」を「275円」に、「540円」を「550円」に、「810円」を「825円」に、「1, 620円」を「1, 650円」に、「162円」を「165円」に、「324円」を「330円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に、「8, 100円」を「8, 250円」に、「216円」を「220円」に、「864円」を「880円」に改める。

別表第5のうち、2 屋内施設利用料の表中、「6, 243円」を「6, 358円」に、「7, 491円」を「7, 629円」に、「3, 121円」を「3, 178円」に、「3, 745円」を「3, 814円」に、「12, 486円」を「12, 717円」に、「14, 983円」を「15, 260円」に、「18, 729円」を「19, 075円」に、「22, 474円」を「22, 890円」に、「62, 430円」を「63, 586円」に、「74, 916円」を「76, 303円」に、「2, 817円」を「2, 869円」に、「3, 380円」を「3, 442円」に、「1, 408円」を「1, 434円」に、「1, 689円」を「1, 720円」に、「5, 634円」を「5, 738円」に、「6, 760円」を「6, 885円」に、「8, 451円」を「8, 607円」に、「10, 141円」を「10, 328円」に、「28, 170円」を「28, 691円」に、「33, 804円」を「34, 430円」に、「654円」を「666円」に、「784円」を「798円」に、「327円」を「333円」に、「392円」を「399円」に、「1, 665円」を「1, 695円」に、「1, 998円」を「2, 035円」に、「832円」を「847円」に、「

998円

を

1, 016円

に、「450円」

を「458円」に、「540円」を「550円」に、「225円」を「229円」に、「270円」を「275円」に、

「

60円

」を「

61円

」に、「250円」

を「254円」に、「125円」を「127円」に、「300円」を「305円」に、「150円」を「152円」に、「3,348円」を「3,410円」に、「1,674円」を「1,705円」に、「1,234円」を「1,256円」に、「617円」を「628円」に、「201円」を「204円」に、「1,128円」を「1,148円」に、「512円」を「521円」に改める。

別表第5のうち、3 附属設備利用料の表中「540円」を「550円」に、「108円」を「110円」に、「216円」を「220円」に改める。

(流山市立博物館設置等に関する条例の一部改正)

第6条 流山市立博物館設置等に関する条例（昭和54年流山市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中「378.00円」を「385円」に、「216.00円」を「220円」に、「108.00円」を「110円」に、「54.00円」を「55円」に改める。

(流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例（昭和55年流山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「定める額」の次に「（同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）」を加える。

別表中「1,000円」を「1,018円」に、「2,000円」を「2,037円」に、「1,400円」を「1,425円」に、「2,700円」を「2,750円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 利用料金は1月ごとの陶芸用電気炉の使用実績に基づき算出する。

(流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例（昭和56年流山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表のうち、1 施設利用料金の表中「2, 931」を「2, 985」に、「3, 548」を「3, 613」に、「617」を「628」に、「154」を「156」に改める。

別表のうち、2 附属設備利用料金の表中「324円」を「330円」に、「216円」を「220円」に、「108円」を「110円」に改める。

(流山市下水道条例の一部改正)

第9条 流山市下水道条例（昭和60年流山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「972.00円」を「990.00円」に、「118.80円」を「121.00円」に、「145.80円」を「148.50円」に、「178.20円」を「181.50円」に、「210.60円」を「214.50円」に、「253.80円」を「258.50円」に、「307.80円」を「313.50円」に改める。

(流山市行政財産使用料条例の一部改正)

第10条 流山市行政財産使用料条例（昭和61年流山市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の8」を「100分の10」に改める。

(流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例（昭和62年流山市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の8」を「100分の10」に改める。

(流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正)

第12条 流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成6年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「324.00円」を「330円」に、「432.00円」を「440円」に、「7, 560.00円」を「7, 700円」に、「3, 240.00円」を「3, 300円」に、「1, 080.00円」を「1, 100円」に、「162.00円」を「165円」に、「108.00円」を「110円」に改める。

別表第2中「108.00円」を「110円」に改める。

(一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例（平成6年流山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「108.00円」を「110.00円」に、「86.40円」を「88.00円」に、「54.00円」を「55.00円」に、「43.20円」を「44.00円」に改める。

別表第2中「1,620円」を「1,650円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「3,780円」を「3,850円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「7,020円」を「7,150円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「4,860円」を「4,950円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「8,640円」を「8,800円」に改める。

（流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第14条 流山市柔道場の設置及び管理に関する条例（平成8年流山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中「205円」を「208円」に、「411円」を「418円」に改める。

（流山市水道事業給水条例の一部改正）

第15条 流山市水道事業給水条例（平成10年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第25条の3第2項中「216円」を「220円」に改める。

別表第1中「1,036.80円」を「1,056.00円」に、「1,436.40円」を「1,463.00円」に、「1,771.20円」を「1,804.00円」に、「15.12円」を「15.40円」に、「151.20円」を「154.00円」に、「216.00円」を「220.00円」に、「334.80円」を「341.00円」に、「4,973.40円」を「5,065.50円」に、「8,451.00円」を「8,607.50円」に、「18,370.80円」を「18,711.00円」に、「486.00円」を「495.00円」に改める。

別表第3中「129,600円」を「132,000円」に、「291,600円」を「297,000円」に、「475,200円」を「484,000円」に、「1,458,000円」を

「1, 485, 000円」に、「2, 160, 000円」を
「2, 200, 000円」に、「5, 400, 000円」を
「5, 500, 000円」に改める。

(流山市手数料条例の一部改正)

第16条 流山市手数料条例(平成12年流山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第15中「1, 580, 000円」を「1, 590, 000円」に、「1, 940, 000円」を「1, 950, 000円」に、「2, 260, 000円」を「2, 270, 000円」に改める。

(流山市占用料条例の一部改正)

第17条 流山市占用料条例(平成13年流山市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の8」を「100分の10」に改める。

(流山市社会教育ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 流山市社会教育ギャラリーの設置及び管理に関する条例(平成13年流山市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中「514円」を「523円」に改める。

(流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例(平成15年流山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表のうち、1 施設使用料の表中「257円」を「261円」に、「308円」を「313円」に、「154円」を「156円」に改める。

別表のうち、2 附属設備使用料(研修室1を使用する場合に限る。)の表中「102円」を「103円」に改める。

(流山市勤労者総合福祉センター並びに勤労者体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第20条 流山市勤労者総合福祉センター並びに勤労者体育施設の設置及び管理に関する条例(平成15年流山市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表中「154円」を「156円」に、「102円」を「103

円」に、「1, 439円」を「1, 465円」に、「719円」を「732円」に、「411円」を「418円」に、「1, 542円」を「1, 570円」に、「771円」を「785円」に、「462円」を「470円」に、「540円」を「550円」に、「593円」を「603円」に、「864円」を「880円」に、「1, 080円」を「1, 100円」に、「1, 182円」を「1, 203円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「2, 314円」を「2, 356円」に改める。

(流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第21条 流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例(平成17年流山市条例第31号)の一部を次のように改正する。

別表のうち、1 施設利用料金の表中「8, 640円」を「8, 800円」に、「11, 519円」を「11, 732円」に、「10, 800円」を「11, 000円」に、「30, 959円」を「31, 532円」に、「10, 285円」を「10, 475円」に、「13, 782円」を「14, 037円」に、「12, 960円」を「13, 200円」に、「37, 027円」を「37, 712円」に、「2, 160円」を「2, 200円」に、「2, 879円」を「2, 932円」に、「2, 777円」を「2, 828円」に、「7, 816円」を「7, 960円」に、「2, 571円」を「2, 618円」に、「3, 394円」を「3, 456円」に、「3, 291円」を「3, 351円」に、「9, 256円」を「9, 425円」に、「1, 851円」を「1, 885円」に、「2, 468円」を「2, 513円」に、「1, 388円」を「1, 413円」に、「925円」を「942円」に、「1, 234円」を「1, 256円」に、「462円」を「470円」に、「617円」を「628円」に、「3, 085円」を「3, 142円」に、「1, 028円」を「1, 047円」に、「102円」を「103円」に改める。

別表のうち、2 附属設備利用料金の表中「1, 028円」を「1, 047円」に、「2, 057円」を「2, 095円」に、「308円」を「313円」に、「102円」を「103円」に、「205円」を「208円」に改める。

別表のうち、3 駐車場利用料金の表中「540円」を「550

円」に、「102円」を「103円」に、「510円」を「515円」に改める。

(流山市自転車駐車場条例の一部改正)

第22条 流山市自転車駐車場条例(平成20年流山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「3,085」を「3,142」に、「1,542」を「1,570」に、「6,171」を「6,285」に、「4,937」を「5,028」に、「2,468」を「2,513」に、「9,874」を「10,056」に、「7,405」を「7,542」に、「3,702」を「3,770」に、「5,554」を「5,656」に、「2,777」を「2,828」に改める。

別表第2中「102」を「103」に、「205」を「208」に、「1,028」を「1,047」に、「2,057」を「2,095」に改める。

(流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第23条 流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例(平成26年流山市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表のうち、1 施設利用料金の表中「2,466」を「2,511」に、「3,084」を「3,141」に、「615」を「626」に、「771」を「785」に、「385」を「392」に改める。

別表のうち、2 附属設備利用料金の表中「108円」を「110円」に、「216円」を「220円」に、「324円」を「330円」に改める。

(流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第24条 流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例(平成29年流山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第19条第4項中「定める額」の次に「(同表に定めるところにより算出した額の合計額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」を加える。

別表のうち、1 おおたかの森ホール施設利用料金表の表中

「

2 1 , 2 0 0	3 6 , 2 0 0	4 2 , 6 0 0	1 0 0 , 0 0 0
2 5 , 5 0 0	4 3 , 4 0 0	5 1 , 1 0 0	1 2 0 , 0 0 0
2 7 0	4 6 0	5 6 0	1 , 2 9 0
3 3 0	5 6 0	6 5 0	1 , 5 4 0
3 8 0	6 5 0	7 7 0	1 , 8 0 0
4 5 0	7 8 0	9 3 0	2 , 1 6 0
4 8 0	8 2 0	9 7 0	2 , 2 7 0
5 8 0	9 9 0	1 , 1 5 0	2 , 7 2 0
4 8 0	8 2 0	9 4 0	2 , 2 4 0
5 7 0	9 7 0	1 , 1 4 0	2 , 6 8 0
3 , 8 7 0	6 , 5 8 0	7 , 7 6 0	1 8 , 2 1 0
4 , 6 5 0	7 , 9 1 0	9 , 2 9 0	2 1 , 8 5 0
1 , 1 6 0	1 , 9 7 0	2 , 3 4 0	5 , 4 7 0
1 , 4 0 0	2 , 3 8 0	2 , 7 8 0	6 , 5 6 0
1 , 1 5 0	1 , 9 6 0	2 , 3 0 0	5 , 4 1 0
1 , 3 8 0	2 , 3 5 0	2 , 7 6 0	6 , 4 9 0
5 4 0	9 2 0	1 , 1 0 0	2 , 5 6 0
6 5 0	1 , 1 1 0	1 , 3 1 0	3 , 0 7 0
8 3 0	1 , 4 1 0	1 , 6 6 0	3 , 9 0 0
1 , 0 0 0	1 , 7 0 0	1 , 9 8 0	4 , 6 8 0

」

を

「

2 1 , 5 9 2	3 6 , 8 7 0	4 3 , 3 8 8	1 0 1 , 8 5 0
2 5 , 9 7 2	4 4 , 2 0 3	5 2 , 0 4 6	1 2 2 , 2 2 1
2 7 5	4 6 8	5 7 0	1 , 3 1 3
3 3 6	5 7 0	6 6 2	1 , 5 6 8
3 8 7	6 6 2	7 8 4	1 , 8 3 3
4 5 8	7 9 4	9 4 7	2 , 1 9 9
4 8 8	8 3 5	9 8 7	2 , 3 1 0

5 9 0	1, 0 0 8	1, 1 7 1	2, 7 6 9
4 8 8	8 3 5	9 5 7	2, 2 8 0
5 8 0	9 8 7	1, 1 6 1	2, 7 2 8
3, 9 4 1	6, 7 0 1	7, 9 0 3	1 8, 5 4 5
4, 7 3 6	8, 0 5 6	9, 4 6 2	2 2, 2 5 4
1, 1 8 1	2, 0 0 6	2, 3 8 3	5, 5 7 0
1, 4 2 5	2, 4 2 4	2, 8 3 1	6, 6 8 0
1, 1 7 1	1, 9 9 6	2, 3 4 2	5, 5 0 9
1, 4 0 5	2, 3 9 3	2, 8 1 1	6, 6 0 9
5 5 0	9 3 7	1, 1 2 0	2, 6 0 7
6 6 2	1, 1 3 0	1, 3 3 4	3, 1 2 6
8 4 5	1, 4 3 6	1, 6 9 0	3, 9 7 1
1, 0 1 8	1, 7 3 1	2, 0 1 6	4, 7 6 5

」

に改める。

別表のうち、2 駐車場利用料金表の表中「5 0 0 円」を「5 0 9 円」に改める。

別表のうち、3 附属設備利用料金表の表中「1 3, 0 0 0」を「1 3, 2 4 0」に、「8, 0 0 0」を「8, 1 4 8」に、「3, 2 4 0」を「3, 3 0 0」に、「6, 0 0 0」を「6, 1 1 1」に、「1, 0 8 0」を「1, 1 0 0」に、「6 4 0」を「6 5 1」に、「1 0 0」を「1 0 1」に、「5 4 0」を「5 5 0」に、「2 1 0」を「2 1 3」に、「3 2 0」を「3 2 5」に、「1, 6 2 0」を「1, 6 5 0」に、「2, 1 6 0」

「
「
を「2, 2 0 0」に、1 6 0 を 1 6 2

」

」

に、「8 6 0」を「8 7 5」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の流山市公民館並びに市民会館の設置及び管理に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）第19条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設等の使用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の施設等の使用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日以後の施設等の使用に係る納入の通知のうち、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る使用料又は利用料金は、改正後の条例に規定する使用料又は利用料金とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から施設等の使用の前日までの間に行われたものとみなす。（流山市民プールの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）
- 4 この条例による改正後の流山市民プールの設置及び管理に関する条例（次項及び第6項において「改正後の条例」という。）別表（1）普通使用の表の規定（1回1人（2時間以内）の区分に係る規定に限る。）及び別表（2）専用使用の表の規定は、施行日以後の市民プールの使用に係る利用料について適用し、同日前の市民プールの使用に係る利用料については、なお従前の例による。
- 5 施行日以後の市民プールの使用（専用使用に限る。以下この項において同じ。）に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る利用料は、改正後の条例に規定する利用料とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から市民プールの使用の前日までの間に行われたものとみなす。
- 6 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の流山市民プールの設置及び管理に関する条例別表（1）普通使用の表の規定（回数券11回分の区分に係る規定に限る。以下この項において同じ。）により発行されている回数券によって施行日以後に市民プールを使用する場合の利用料については、この条例による改正後の条例別表（1）普

通使用の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置)

- 7 この条例による改正後の流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例別表の規定は、施行日以後の福祉会館の設備の使用に係る利用料について適用し、同日前の福祉会館の設備の使用に係る利用料については、なお従前の例による。

(流山市立図書館設置等に関する条例の一部改正に係る経過措置)

- 8 この条例による改正後の流山市立図書館設置等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)別表第3の規定は、施行日以後の森の図書館会議施設等の使用に係る利用料金について適用し、同日前の森の図書館会議施設等の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

- 9 施行日以後の森の図書館会議施設等の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る利用料金は、改正後の条例に規定する利用料金とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から森の図書館会議施設等の使用の前日までの間に行われたものとみなす。

(流山市都市公園条例の一部改正に係る経過措置)

- 10 この条例による改正後の流山市都市公園条例(次項において「改正後の条例」という。)第17条第2項及び第3項、別表第2並びに別表第5の規定は、施行日以後の都市公園の使用若しくは占用又は有料公園施設等の使用に係る使用料、占用料又は利用料について適用し、同日前の都市公園の使用若しくは占用又は有料公園施設等の使用に係る使用料、占用料又は利用料については、なお従前の例による。

- 11 施行日以後の都市公園の使用若しくは占用又は有料公園施設等の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る使用料、占用料又は利用料は、改正後の条例に規定する使用料、占用料又は利用料とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたとき

は、当該納入は、施行日から都市公園の使用若しくは占用又は有料公園施設等の使用の日前までの間に行われたものとみなす。

（流山市立博物館設置等に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 1 2 この条例による改正後の流山市立博物館設置等に関する条例別表の規定は、施行日以後の博物館が期間を定めて行う特別の展示の観覧（以下この項において「観覧」という。）に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

（流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 1 3 この条例による改正後の流山市高齢者趣味の家の設置及び管理に関する条例第13条第2項及び別表の規定は、施行日以後の趣味の家の設備の使用に係る利用料金について適用し、同日前の趣味の家の設備の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

（流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 1 4 この条例による改正後の流山市南流山センターの設置及び管理に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表の規定は、施行日以後のセンターの施設等の使用に係る利用料金について適用し、同日前のセンターの施設等の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

- 1 5 施行日以後のセンターの施設等の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る利用料金は、改正後の条例に規定する利用料金とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日からセンターの施設等の使用の日前までの間に行われたものとみなす。

（流山市下水道条例の一部改正に係る経過措置）

- 1 6 この条例による改正後の流山市下水道条例別表第2の規定は、施行日以後の汚水の排除に係る汚水排除量の認定（令和元年12月1日以後のものに限る。以下同じ。）に係る使用料について適用し、当該認定の直前の認定までにおける汚水排除量の認定に係る使用料については、なお従前の例による。

(流山市行政財産使用料条例の一部改正に係る経過措置)

17 この条例による改正後の流山市行政財産使用料条例(次項において「改正後の条例」という。)第2条第2項の規定は、施行日以後の行政財産の使用に係る使用料について適用し、同日前の行政財産の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

18 施行日以後の行政財産の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る使用料は、改正後の条例に規定する使用料とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から行政財産の使用の前日までの間に行われたものとみなす。

(流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置)

19 この条例による改正後の流山市平日夜間・休日診療所の設置及び管理に関する条例第6条第2項の規定は、施行日以後の平日夜間・休日診療所の使用について適用し、同日前の平日夜間・休日診療所の使用については、なお従前の例による。

(流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正に係る経過措置)

20 この条例による改正後の流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(次項及び第22項において「改正後の条例」という。)別表第1及び別表第2の規定(流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則(平成6年流山市規則第20号)第15条第4項の規定により粗大ごみ処理手数料納付書兼領収書によって徴収する場合を除く。)は、施行日以後に市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分又は市が行う産業廃棄物の処理(以下この項及び次項において「市の処分等」という。)に係る手数料又は処理費用について適用し、同日前の市の処分等に係る手数料又は処理費用については、なお従前の例による。

21 施行日以後の市の処分等に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る手数料又は処理費用は、改正後の条例

に規定する手数料又は処理費用とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から市の処分等の行われる日前までの間に行われたものとみなす。

- 2 2 改正後の条例別表第1の規定（流山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第15条第4項の規定により粗大ごみ処理手数料納付書兼領収書によって徴収する場合に限る。）は、施行日以後の粗大ごみ処理手数料納付書兼領収書による徴収については適用し、同日前の粗大ごみ処理手数料納付書兼領収書による徴収については、なお従前の例による。

（一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 2 3 この条例による改正後の一茶双樹記念館の設置及び管理に関する条例（次項及び第25項において「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、施行日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

- 2 4 改正後の条例別表第2の規定は、施行日以後の一茶庵等の使用に係る利用料について適用し、同日前の一茶庵等の使用に係る利用料については、なお従前の例による。

- 2 5 施行日以後の一茶庵等の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る利用料は、改正後の条例に規定する利用料とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から一茶庵等の使用の日前までの間に行われたものとみなす。

（流山市柔道場の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

- 2 6 この条例による改正後の流山市柔道場の設置及び管理に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表の規定は、施行日以後の柔道場の使用に係る利用料について適用し、同日前の柔道場の使用に係る利用料については、なお従前の例による。

- 2 7 施行日以後の柔道場の使用に係る納入の通知のうち、公布日から

施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る利用料は、改正後の条例に規定する利用料とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から柔道場の使用の前日までの間に行われたものとみなす。

（流山市水道事業給水条例の一部改正に係る経過措置）

28 この条例による改正後の流山市水道事業給水条例（次項において「改正後の条例」という。）第25条の3第2項及び別表第1の規定は、令和元年12月以後の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量に係る料金について適用し、同月前の定例日におけるメーターの点検に係る使用水量に係る料金については、なお従前の例による。

29 改正後の条例別表第3の規定は、施行日以後に申込みのあった給水装置の新設又は改造に係る納付金について適用し、同日前に申込みのあった給水装置の新設又は改造に係る納付金については、なお従前の例による。

（流山市手数料条例の一部改正に係る経過措置）

30 この条例による改正後の流山市手数料条例別表第15の規定は、施行日以後の許可申請に対する審査手数料について適用し、同日前の許可申請に対する審査手数料については、なお従前の例による。

（流山市占用料条例の一部改正に係る経過措置）

31 この条例による改正後の流山市占用料条例（次項において「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定は、施行日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

32 施行日以後の占用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る占用料は、改正後の条例に規定する占用料とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から占用の前日までの間に行われたものとみなす。

（流山市社会教育ギャラリーの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

3 3 この条例による改正後の流山市社会教育ギャラリーの設置及び管理に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表の規定は、施行日以後のギャラリーの使用に係る利用料金について適用し、同日前のギャラリーの使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 4 施行日以後のギャラリーの使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る利用料金は、改正後の条例に規定する利用料金とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日からギャラリーの使用の前日までの間に行われたものとみなす。

（流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

3 5 この条例による改正後の流山市リサイクルプラザ・プラザ館の設置及び管理に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表の規定は、施行日以後の研修室等及び附属設備の使用に係る使用料について適用し、同日前の研修室等及び附属設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3 6 施行日以後の研修室等及び附属設備の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る使用料は、改正後の条例に規定する使用料とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から研修室等及び附属設備の使用の前日までの間に行われたものとみなす。

（流山市勤労者総合福祉センター並びに勤労者体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

3 7 この条例による改正後の流山市勤労者総合福祉センター並びに勤労者体育施設の設置及び管理に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表の規定は、施行日以後のセンター等の使用に係る利用料金について適用し、同日前のセンター等の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 8 施行日以後のセンター等の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る利用料金は、改正後の条例に規定する利用料金とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日からセンター等の使用の前日までの間に行われたものとみなす。

（流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置）

3 9 この条例による改正後の流山市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表の規定は、施行日以後の施設等の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設等の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

4 0 施行日以後の施設等の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る利用料金は、改正後の条例に規定する利用料金とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から施設等の使用の前日までの間に行われたものとみなす。

（流山市自転車駐車場条例の一部改正に係る経過措置）

4 1 この条例による改正後の流山市自転車駐車場条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の駐車場の使用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の駐車場の使用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

4 2 施行日以後の施設等の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る使用料又は利用料金は、改正後の条例に規定する使用料又は利用料金とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から駐車場の使用の前日までの間に行われたものとみなす。

(流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置)

4 3 この条例による改正後の流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)別表の規定は、施行日以後の施設等の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設等の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

4 4 施行日以後の施設等の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る利用料金は、改正後の条例に規定する利用料金とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から施設等の使用の前日までの間に行われたものとみなす。

(流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正に係る経過措置)

4 5 この条例による改正後の流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)第19条第4項及び別表の規定は、施行日以後の施設等の使用に係る利用料金について適用し、同日前の施設等の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

4 6 施行日以後の施設等の使用に係る納入の通知のうち、公布日から施行日の前日までの間に行われたものは、施行日以後に行われたものとみなし、当該納入の通知に係る利用料金は、改正後の条例に規定する利用料金とするものとする。この場合において、当該納入の通知による納入が、公布日から施行日の前日までの間に行われたときは、当該納入は、施行日から施設等の使用の前日までの間に行われたものとみなす。

議案第 37 号

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議をするに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

令和元年6月20日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 令和元年8月31日をもって香取市東庄町病院組合が解散されることに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議をするためである。

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和30年千葉県告示第496号）
の一部を次のように改正する。

別表第1中「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「長門川水道企業団 国保国吉病院組合」に改める。

別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務及び第3条第1項第3号に掲げる事務の項中「長門川水道企業団 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「長門川水道企業団 国保国吉病院組合」に、第3条第1項第11号に掲げる事務の項中「鋸南町 香取市東庄町病院組合 国保国吉病院組合」を「鋸南町 国保国吉病院組合」に改める。

附 則

この規約は、令和元年9月1日から施行する。

議案第 38 号

工事請負契約の締結について
市は、次の工事請負契約を締結する。

令和元年6月20日提出

流山市長 井崎 義治

- 1 契約の名称 流山市立八木北小学校校舎増築工事（建築工事・電気設備工事）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,024,488,000円
ただし、この契約に定めるところにより消費税及び地方消費税の税率の変動による増減額を増額し、又は減額する。
- 4 契約の相手方 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3
新日本建設株式会社
代表取締役 高見 克司

参考資料

流山市立八木北小学校校舎増築工事（建築工事・電気設備工事）概要

1 工事場所 流山市美田208番地

2 概要

(1) 工事概要 流山市立八木北小学校校舎増築工事に係る建築工事及び電気設備工事

(2) 構造・規模

ア 増築棟

鉄筋コンクリート造 地上4階建て

延床面積 3,602.39平方メートル

イ 渡り廊下（増築棟 - 校舎）

鉄骨造 地上3階建て

延床面積 196.89平方メートル

ウ 渡り廊下（増築棟 - 校舎）

鉄骨造 地上3階建て

延床面積 29.96平方メートル

(3) 敷地面積 14,687.11平方メートル

3 工期 議会の議決の日の翌日から令和2年8月15日まで

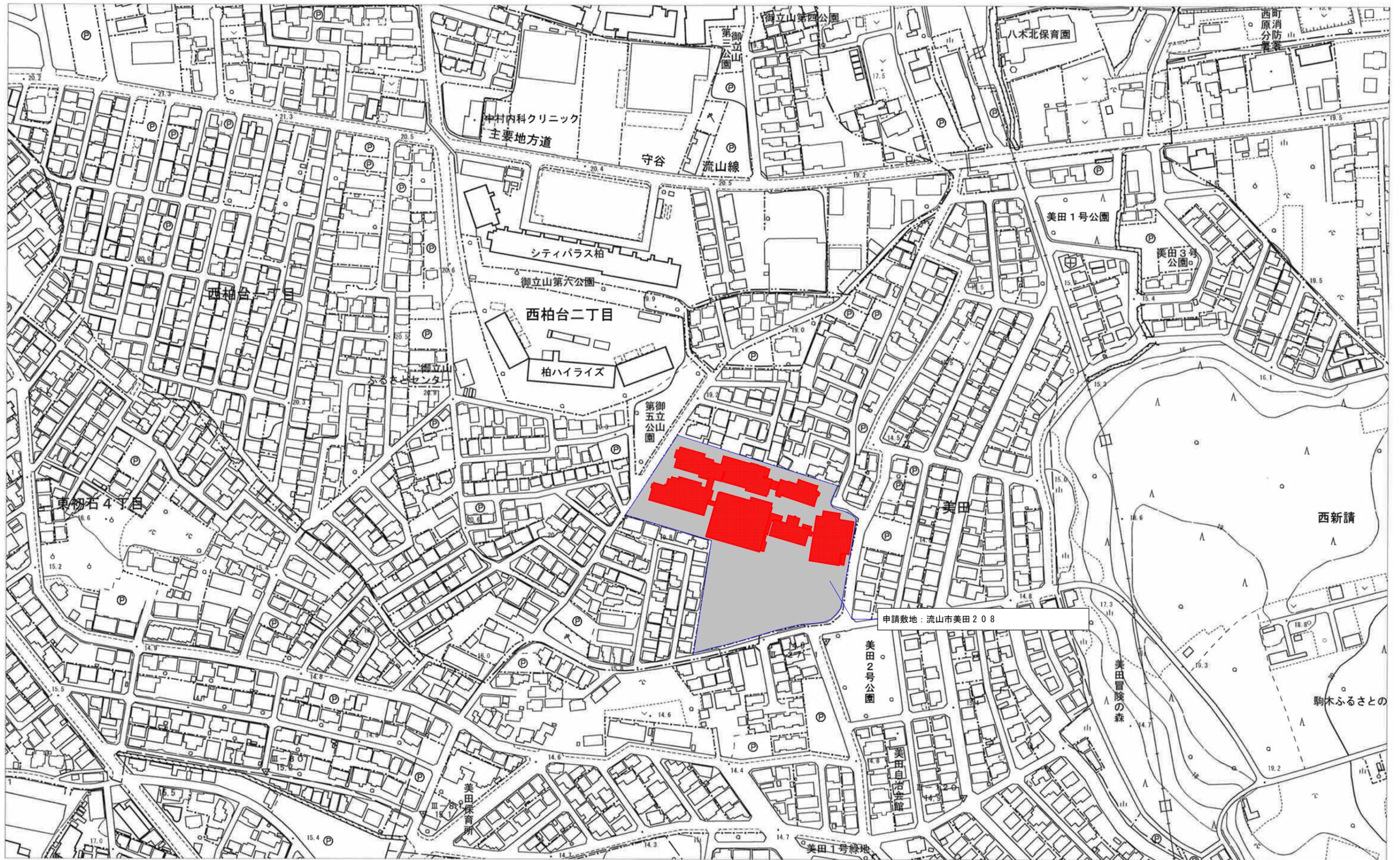
4 設計 千葉県船橋市本町五丁目15番9号302
株式会社豊建築事務所 千葉営業所

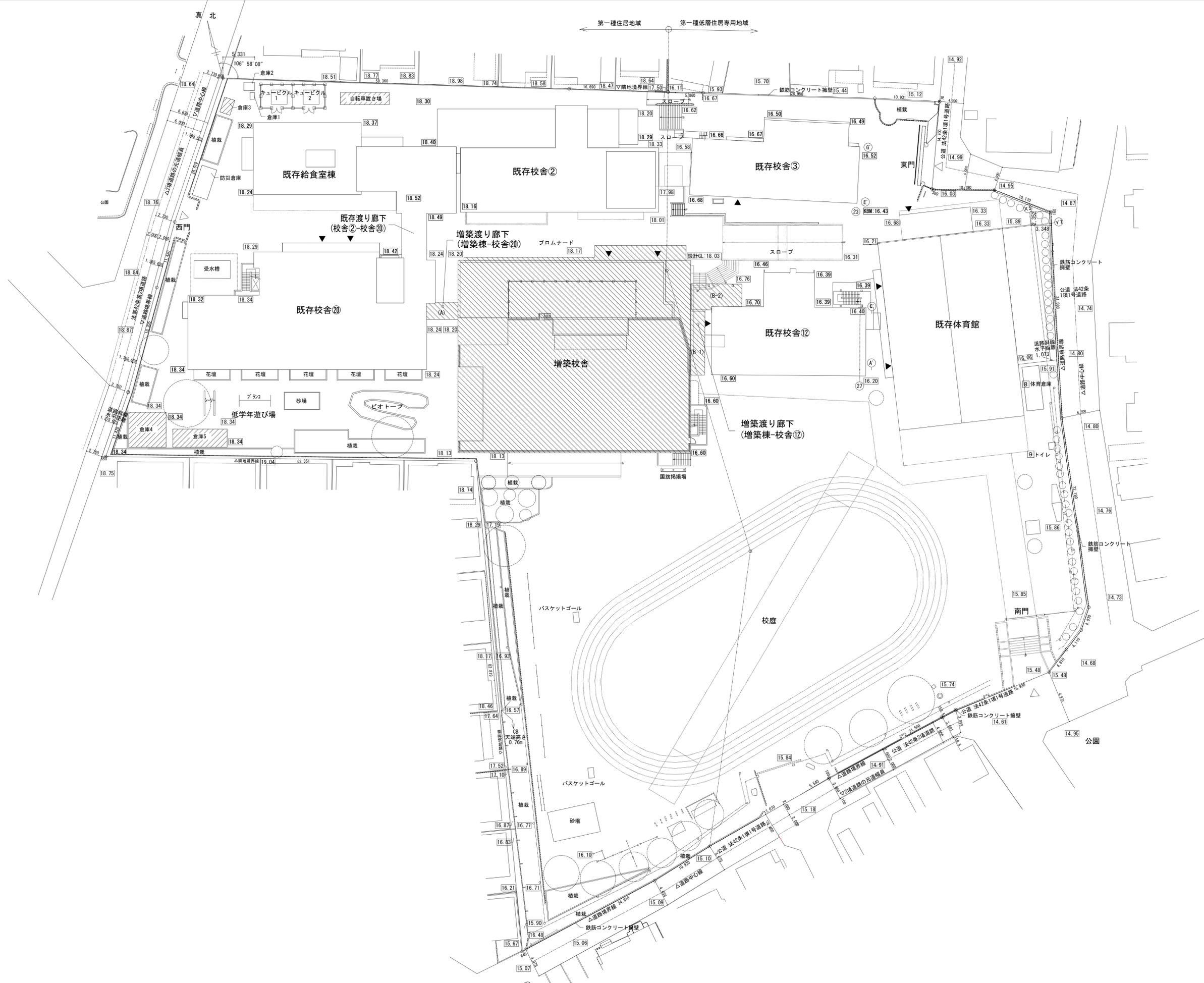
5 施工 千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3
新日本建設株式会社

6 工事費 1,024,488,000円
(消費税及び地方消費税を含む。)

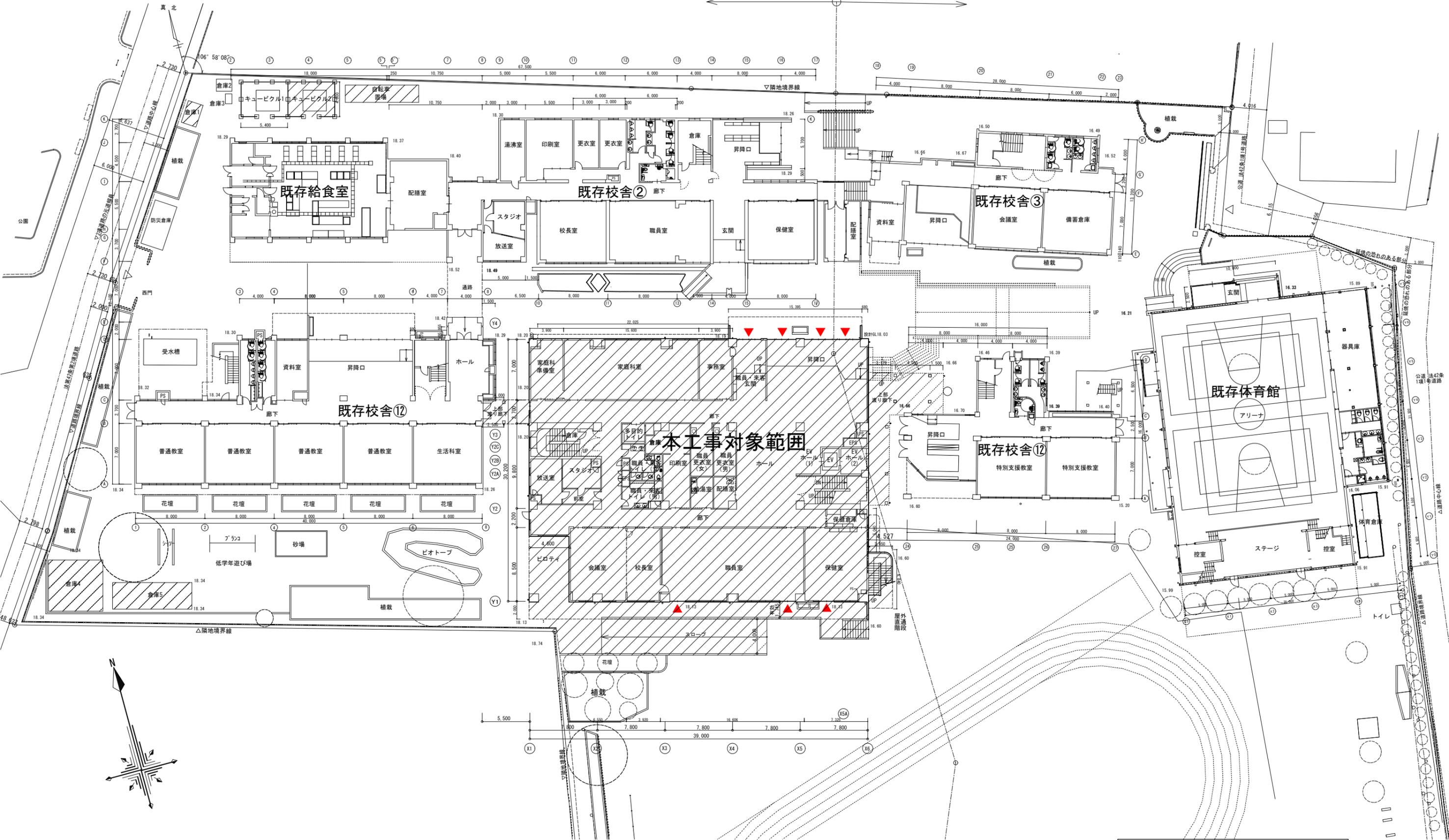
業 者 経 歴 表

会 社 名	新日本建設株式会社			
自 己 資 本 額	51,619,892千円 (資本金額3,665,390千円)			
所 在 地	本 社	千葉県千葉市美浜区ひび野一丁目4番3		
許 可 年 月 日 及 び 番 号	平成29年10月20日 国土交通大臣許可 (特-29)第7074号	建築工事業、土木工事業、管工事業、とび・土工 工事業、水道施設工事業、舗装工事業		
営 業 種 目	建築工事業、土木工事業、管工事業、とび・土工工事業、水道施設工事業、舗装工事業			
代 表 者	代表取締役 高見 克司			
過去2か年の年間平均完成工事高 (単位：千円)	区 分	官 公 庁	民 間	合 計
	平成29年3月期	941,545	39,228,252	40,169,797
	平成30年3月期	1,598,627	38,677,917	40,276,544
	平 均	1,270,086	38,953,085	40,223,171
過去の主な工事経歴	工 事 名	第2庁舎建替工事		
	発 注 者	流山市		
	工事金額	603,687,000円		
	工 期	平成21年3月25日～平成22年3月30日		
	受注形態	元請		
	工 事 名	(仮称) 西八千代北部地区新設小学校建築その他工事		
	発 注 者	独立行政法人都市再生機構千葉地域支社		
	工事金額	1,776,700,800円		
	工 期	平成21年3月27日～平成22年3月31日		
受注形態	元請			
工 事 名	浦安中学校大規模改修・増築棟建築工事			
発 注 者	浦安市			
工事金額	1,240,785,847円			
工 期	平成29年7月1日～平成30年9月28日			
受注形態	元請			

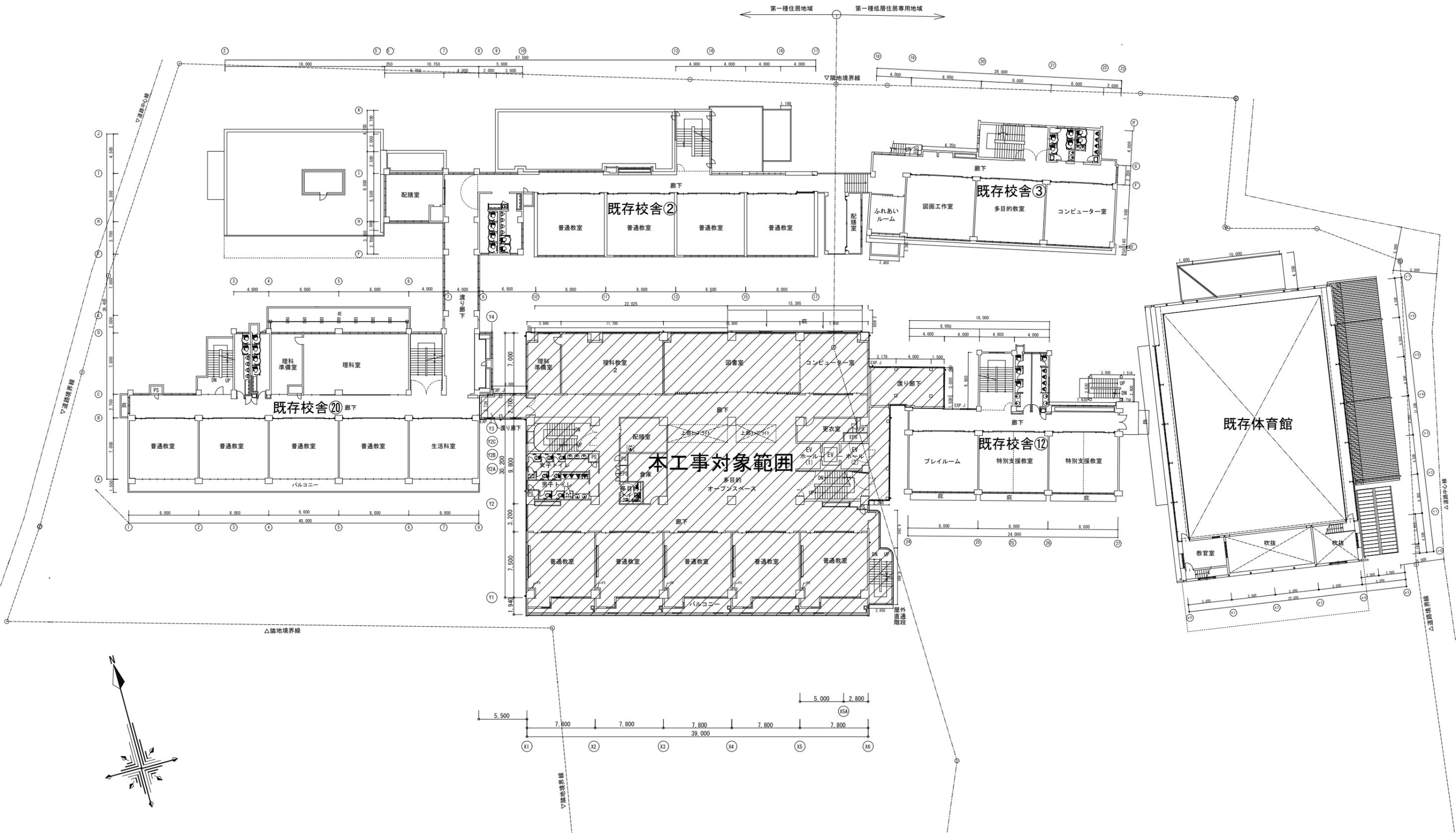




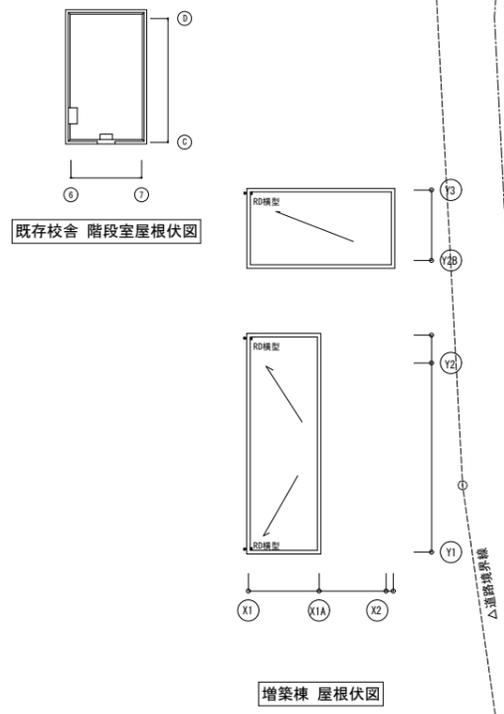
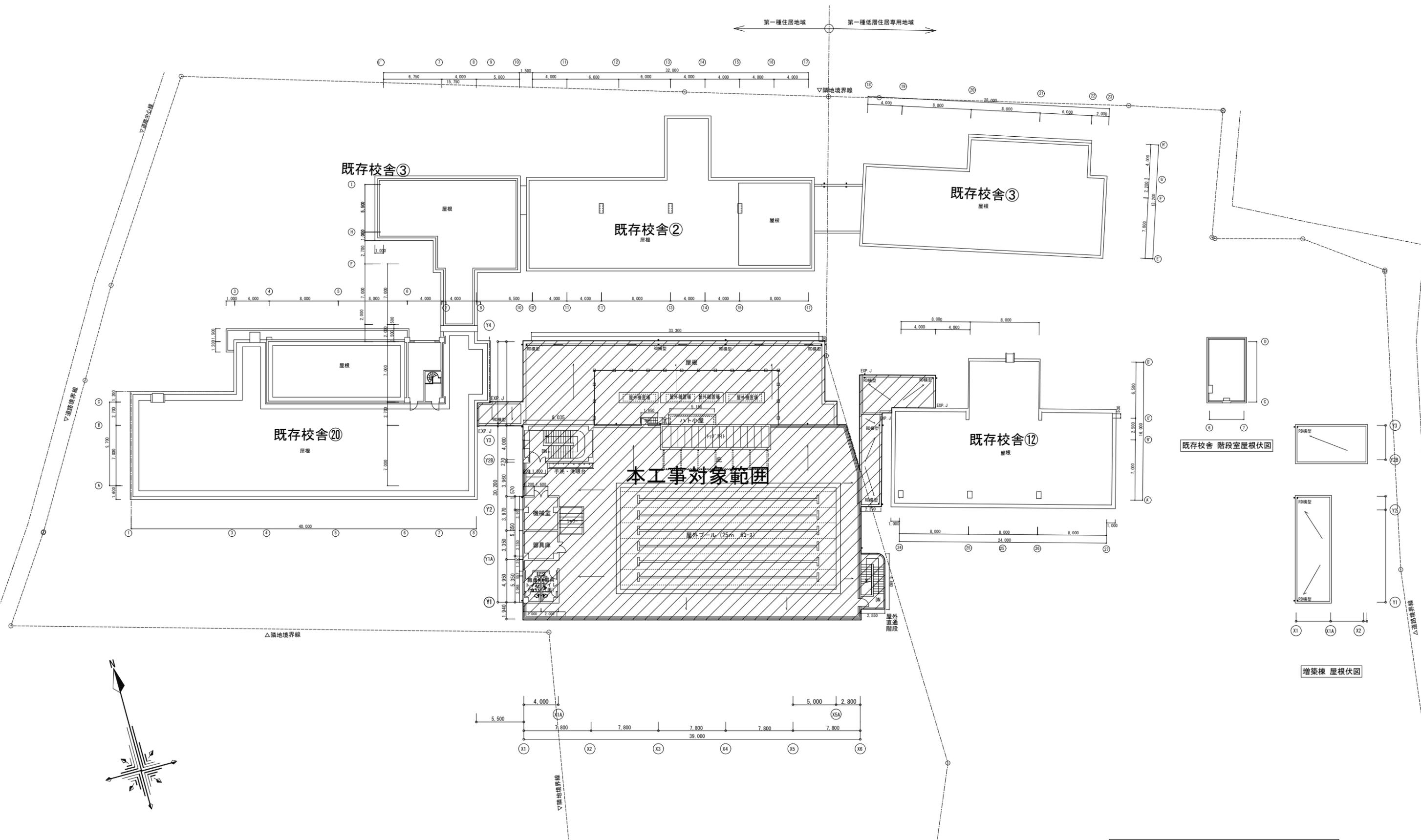
第一種住居地域 第一種低層住居専用地域



流山市立八木北小学校校舎増築工事(建築工事・電気設備工事)
 1階平面図
 A3 1 : 40

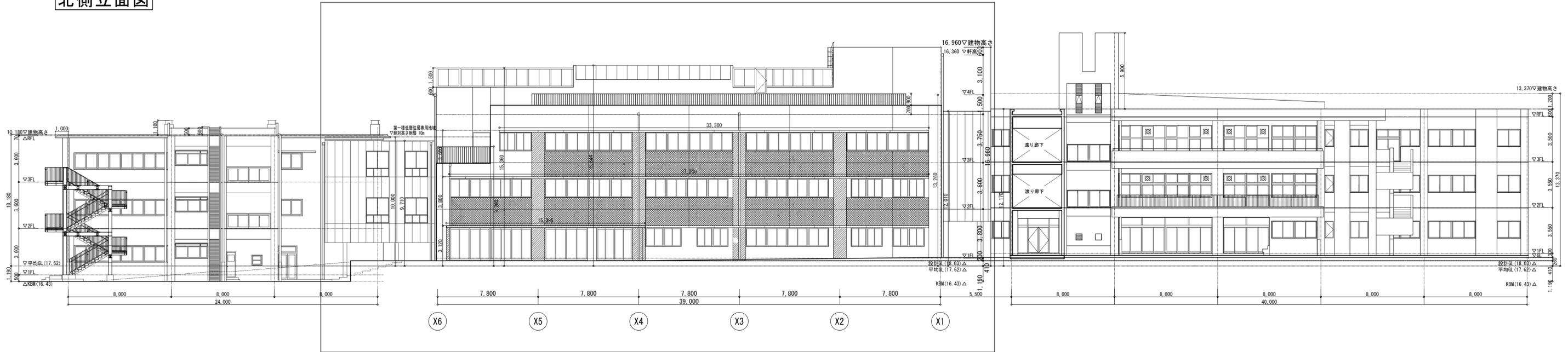


流山市立八木北小学校校舎増築工事(建築工事・電気設備工事)
 2階平面図
 A3 1 : 40



流山市立八木北小学校校舎増築工事(建築工事・電気設備工事)		
4階平面図		
	A3	1 : 400

北側立面図



既存校舎⑫

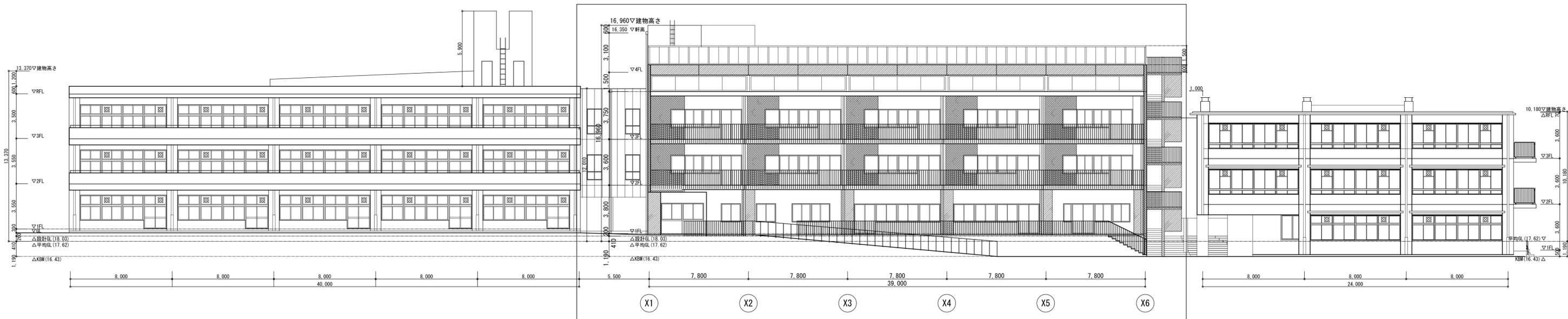
渡り廊下(増築棟-校舎⑫)

増築棟

渡り廊下(増築棟-校舎⑳)

既存校舎⑳

南側立面図



既存校舎⑳

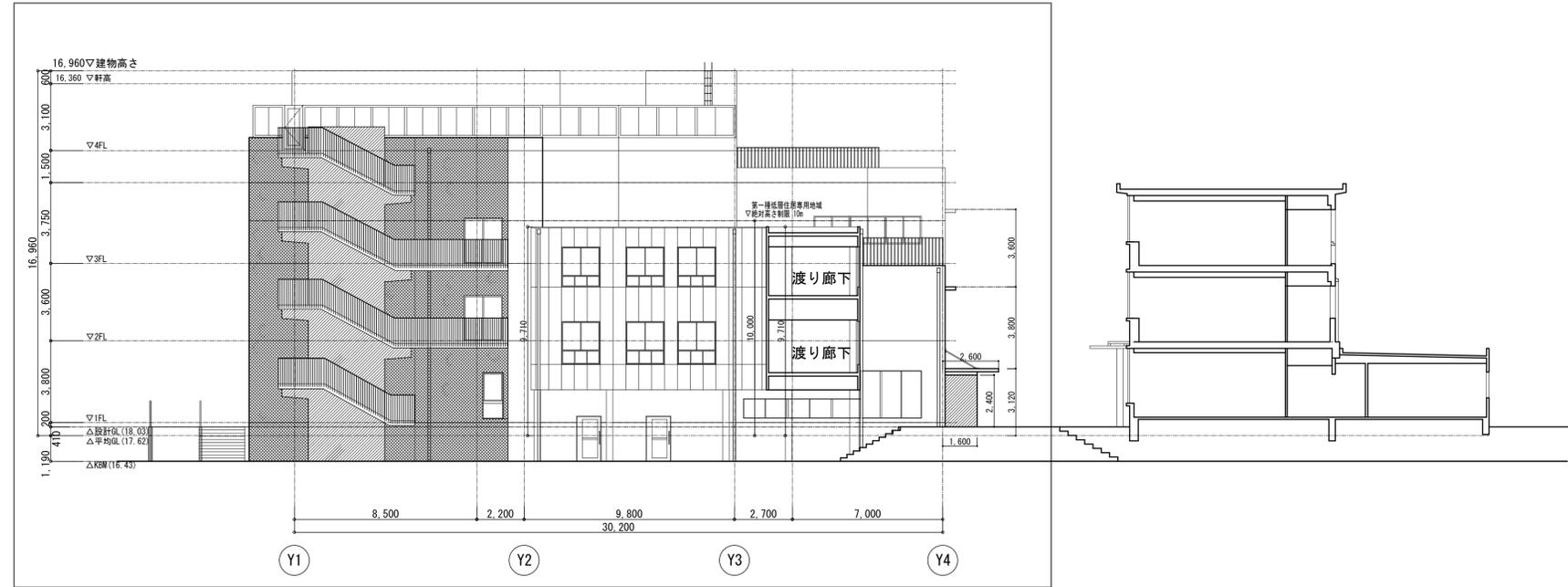
渡り廊下(増築棟-校舎⑳)

増築棟

渡り廊下(増築棟-校舎⑫)

既存校舎⑫

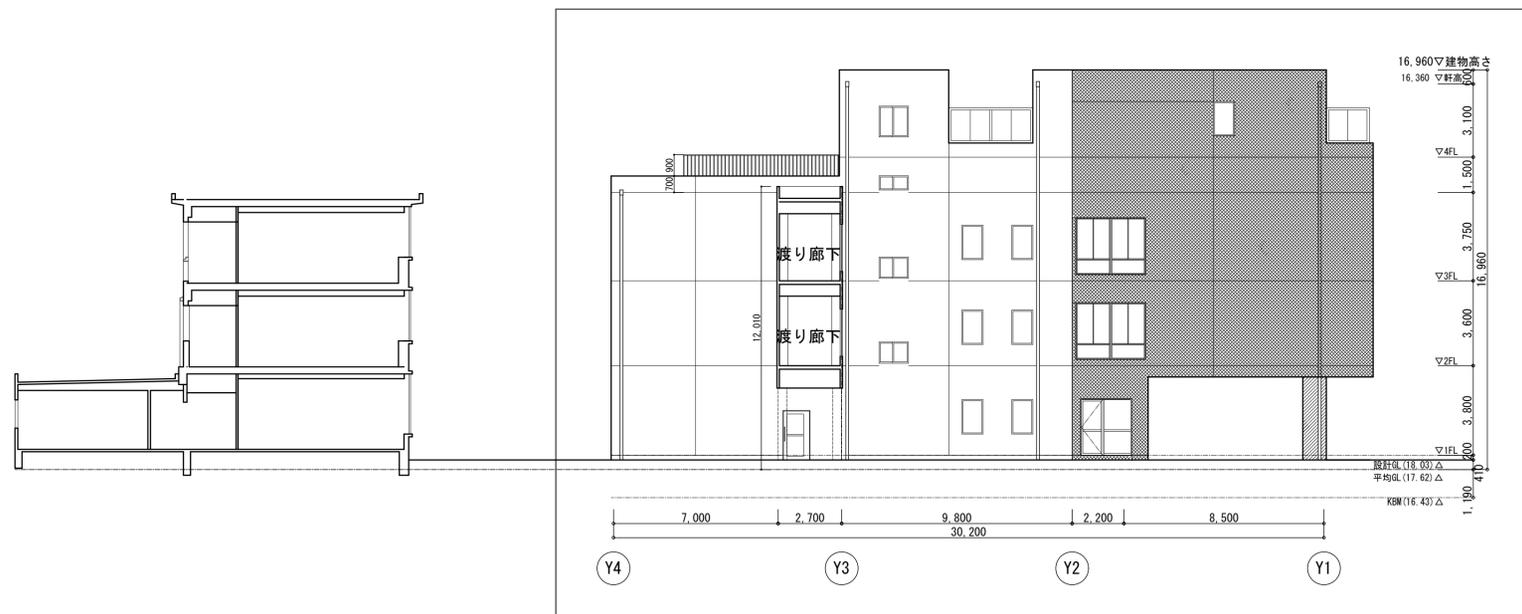
東側立面図



増築棟

既存校舎②

西側立面図



既存校舎②

増築棟

議案第 39 号

流山市森林環境基金条例の制定について
流山市森林環境基金条例を別紙のとおり制定する。

令和元年6月20日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 市が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に
充てるための資金を積み立てるためである。

流山市森林環境基金条例

(設置)

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条第1項に規定する施策に要する経費の財源に充てるため、流山市森林環境基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に定める額とする。

(1) 市の積立金額

(2) 基金の運用から生ずる収益

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れ、基金の設置の目的を達成するために必要な事業の実施に要する経費の財源に充てるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、その目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 40 号

流山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
流山市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
令和元年6月20日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する
基準を定める省令の一部を改正する省令（平成31年総務省令
第11号）の施行に伴い、流山市火災予防条例（昭和37年流
山市条例第12号）に規定する住宅用防災警報器等の設置の免
除に係る要件を加えるほか、所要の改正を行うためである。

流山市火災予防条例の一部を改正する条例

流山市火災予防条例（昭和37年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第29条の5第1号中「作動時間が60秒以内」を「種別が1種」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号）第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、別紙路線を市道に認定するものとする。

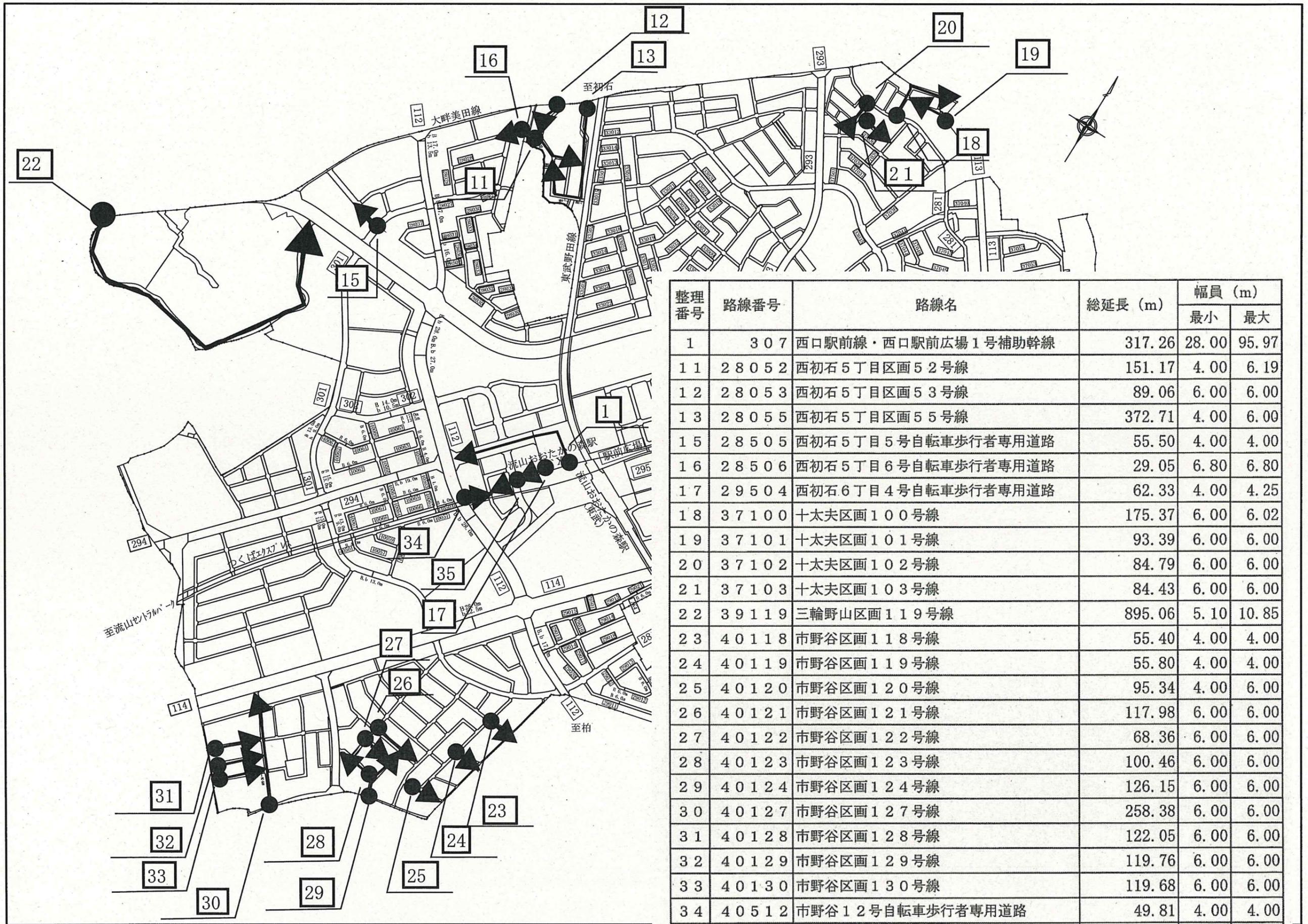
令和元年6月20日提出

流山市長 井崎 義治

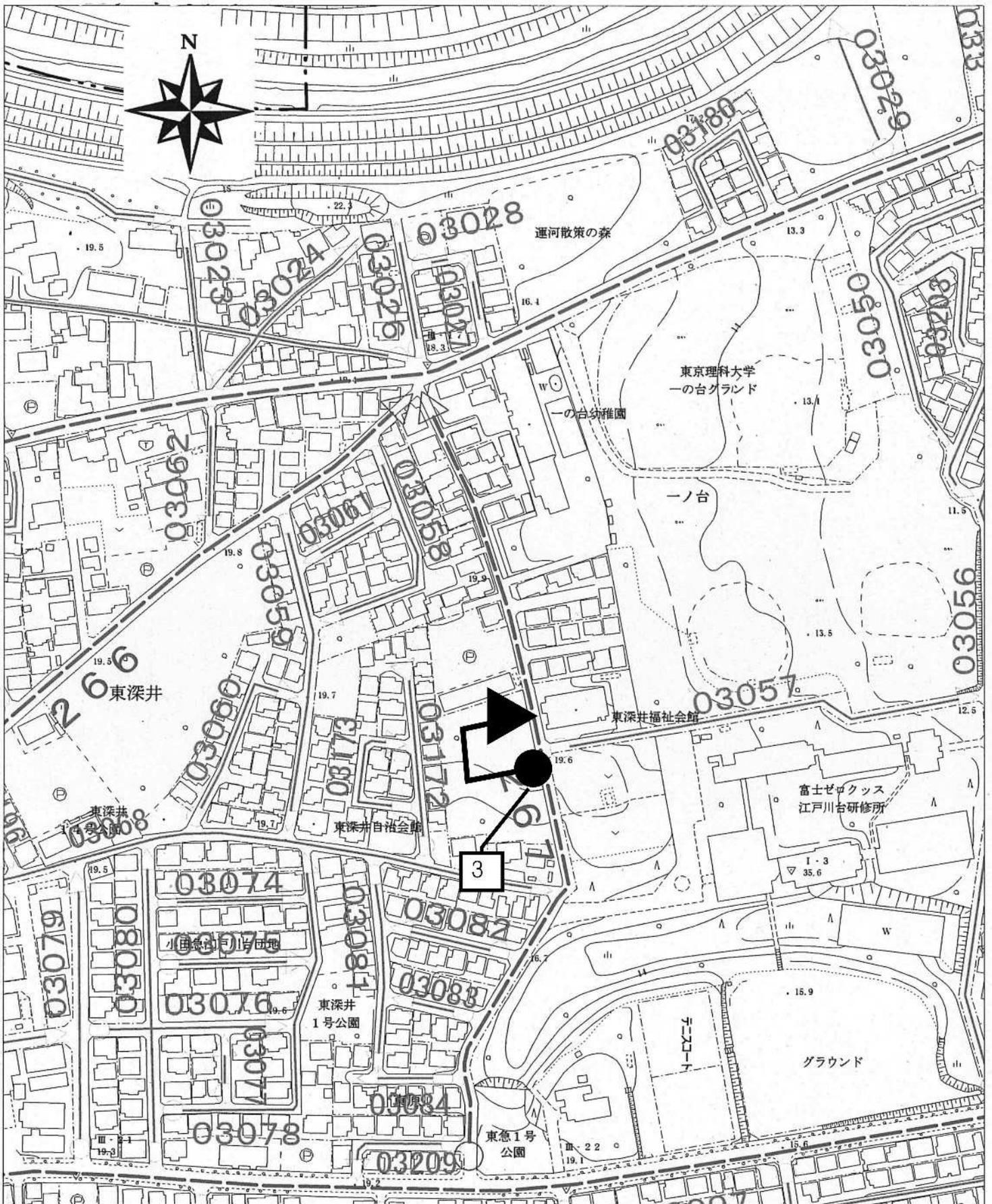
整理番号	路線番号	路線名	起 点	重要な経過地
			終 点	
1	307	西口駅前線・西口駅前広場1号補助幹線	おおたかの森西一丁目2番1	
			同 所13番5	
2	308	大畔1号補助幹線	大畔字西割245番1	
			大畔字向山547番1	
3	03273	東深井区画273号線	東深井字一ノ台483番53	
			同 所同 番23	
4	03274	東深井区画274号線	東深井字甲144番6	
			同 所同 番1	
5	24019	大畔区画19号線	大畔字向山535番5	
			大畔字東割322番	
6	24020	大畔区画20号線	大畔字南割185番2	
			大畔字中ノ割328番	
7	24021	大畔区画21号線	大畔字北割592番	
			同 所597番	
8	24022	大畔区画22号線	大畔字東割567番	
			同 所558番	
9	24023	大畔区画23号線	大畔字西割253番	
			大畔字南割360番1	
10	24024	大畔区画24号線	大畔字中ノ割296番	
			同 所301番	
11	28052	西初石5丁目区画52号線	おおたかの森西四丁目25番6	
			同 所21番1	
12	28053	西初石5丁目区画53号線	おおたかの森西四丁目20番4	
			同 所21番8	
13	28055	西初石5丁目区画55号線	おおたかの森西四丁目21番10	
			同 所25番5	
14	28056	西初石5丁目区画56号線	西初石5丁目32番27	
			同 所同 番21	
15	28505	西初石5丁目5号自転車歩行者専用道路	おおたかの森西三丁目4番7	
			同 所6番4	
16	28506	西初石5丁目6号自転車歩行者専用道路	おおたかの森西四丁目19番1	
			同 所14番19	
17	29504	西初石6丁目4号自転車歩行者専用道路	おおたかの森西一丁目2番1	
			同 所同番1	
18	37100	十太夫区画100号線	おおたかの森北三丁目28番5	
			同 所27番1	

整理 番号	路線番号	路線名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
19	37101	十太夫区画101号線	おおたかの森北三丁目27番1	
			同 所28番5	
20	37102	十太夫区画102号線	おおたかの森北三丁目21番4	
			同 所17番8	
21	37103	十太夫区画103号線	おおたかの森北三丁目17番7	
			同 所16番1	
22	39119	三輪野山区画119号線	三輪野山字諸下743番4	
			おおたかの森西三丁目8番3	
23	40118	市野谷区画118号線	おおたかの森南二丁目18番1	
			同 所17番8	
24	40119	市野谷区画119号線	おおたかの森南二丁目22番1	
			同 所19番5	
25	40120	市野谷区画120号線	おおたかの森南二丁目23番1	
			同 所22番5	
26	40121	市野谷区画121号線	おおたかの森南二丁目25番1	
			同 所12番2	
27	40122	市野谷区画122号線	おおたかの森南二丁目26番1	
			同 所25番5	
28	40123	市野谷区画123号線	おおたかの森南二丁目26番3	
			同 所27番1	
29	40124	市野谷区画124号線	おおたかの森南二丁目24番7	
			同 所25番6	
30	40127	市野谷区画127号線	おおたかの森南二丁目29番19	
			同 所35番1	
31	40128	市野谷区画128号線	おおたかの森南二丁目37番11	
			同 所36番8	
32	40129	市野谷区画129号線	おおたかの森南二丁目38番8	
			同 所37番1	
33	40130	市野谷区画130号線	おおたかの森南二丁目39番4	
			同 所38番10	
34	40512	市野谷12号自転車歩行者専用道路	おおたかの森西一丁目13番6	
			同 所同 番1	
35	40513	市野谷13号自転車歩行者専用道路	おおたかの森西一丁目10番1	
			同 所同 番7	

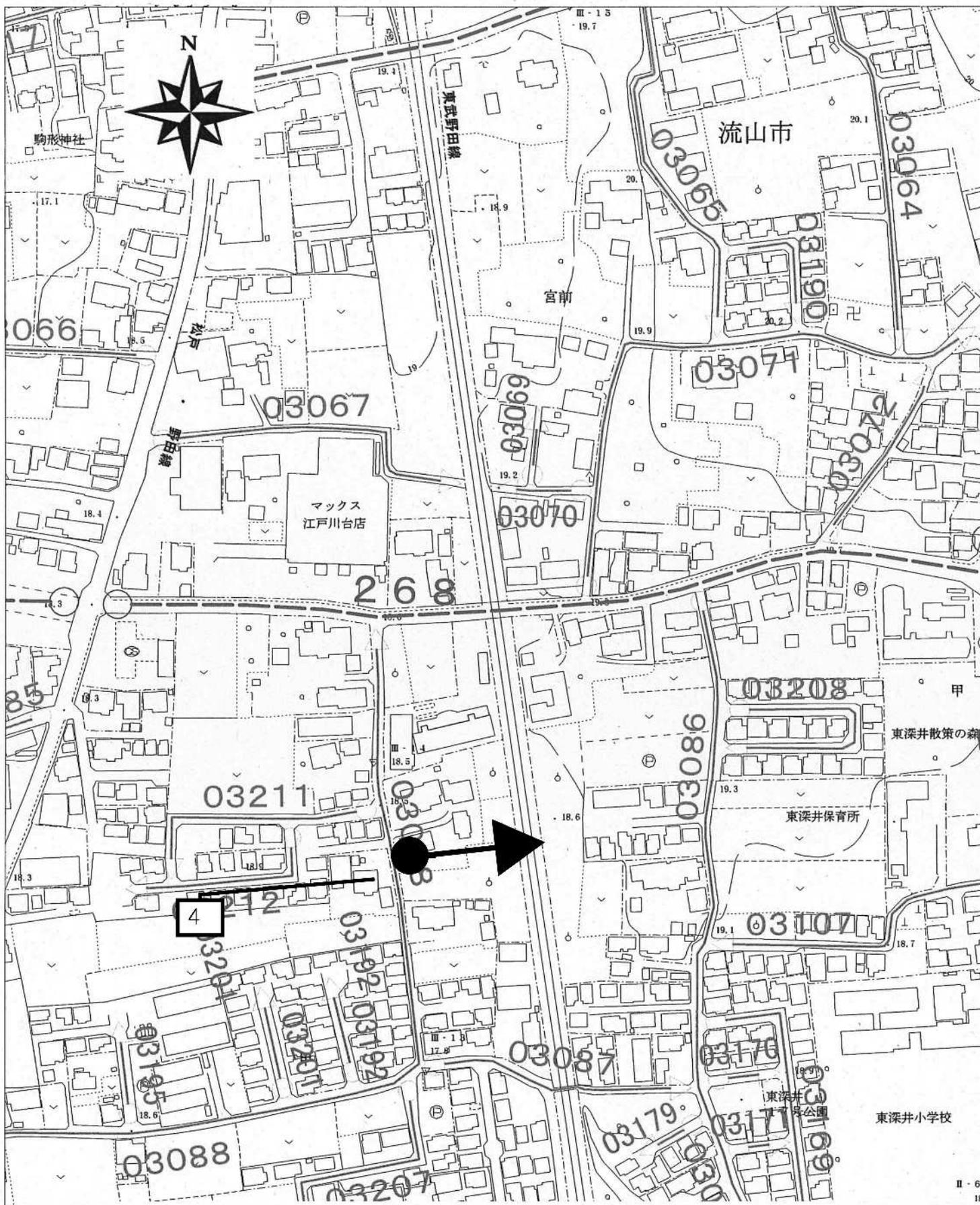
市道路線認定図 (新市街地地区一体型特定土地区画整理事業区域内)



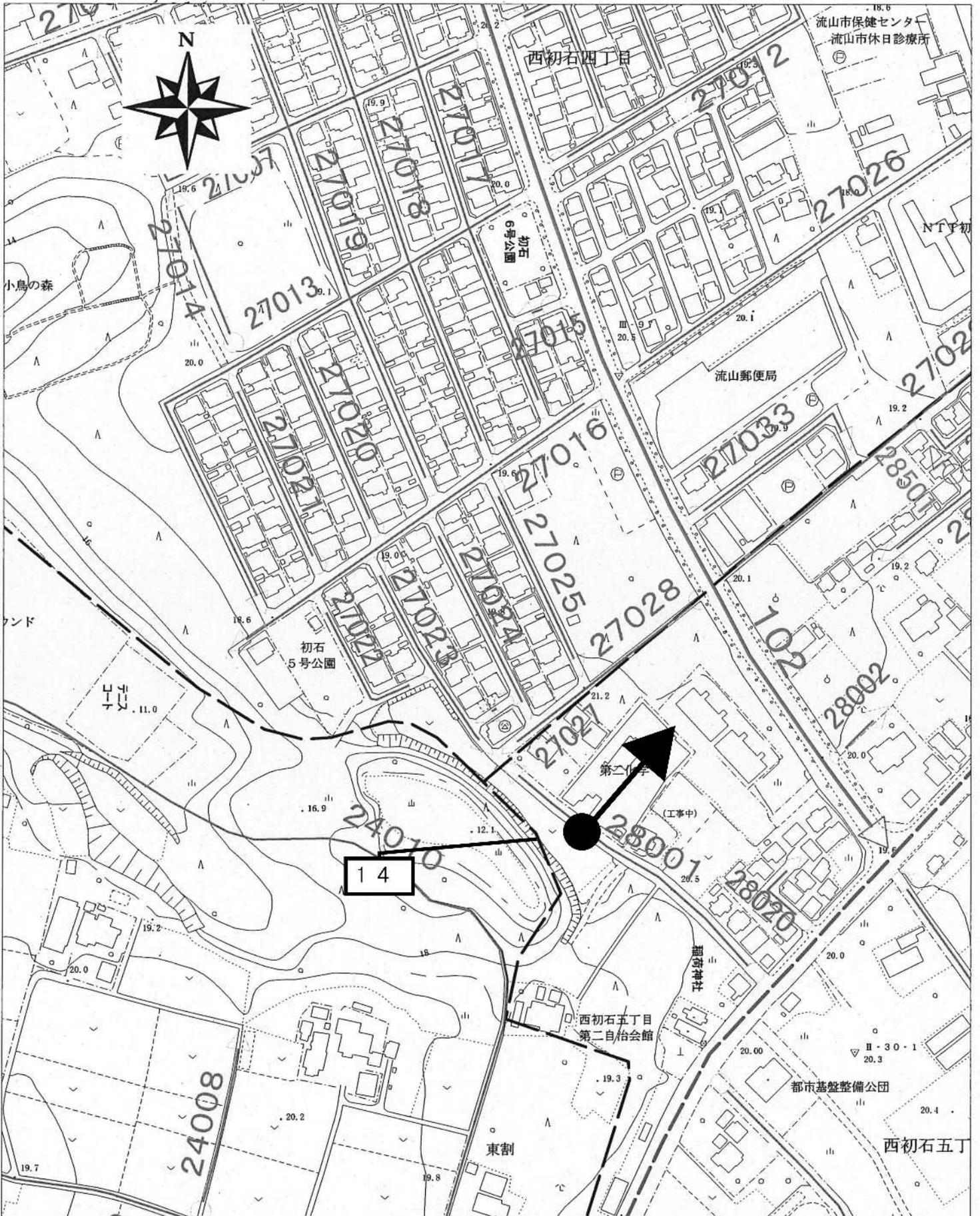
整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
1	307	西口駅前線・西口駅前広場1号補助幹線	317.26	28.00	95.97
11	28052	西初石5丁目区画52号線	151.17	4.00	6.19
12	28053	西初石5丁目区画53号線	89.06	6.00	6.00
13	28055	西初石5丁目区画55号線	372.71	4.00	6.00
15	28505	西初石5丁目5号自転車歩行者専用道路	55.50	4.00	4.00
16	28506	西初石5丁目6号自転車歩行者専用道路	29.05	6.80	6.80
17	29504	西初石6丁目4号自転車歩行者専用道路	62.33	4.00	4.25
18	37100	十太夫区画100号線	175.37	6.00	6.02
19	37101	十太夫区画101号線	93.39	6.00	6.00
20	37102	十太夫区画102号線	84.79	6.00	6.00
21	37103	十太夫区画103号線	84.43	6.00	6.00
22	39119	三輪野山区画119号線	895.06	5.10	10.85
23	40118	市野谷区画118号線	55.40	4.00	4.00
24	40119	市野谷区画119号線	55.80	4.00	4.00
25	40120	市野谷区画120号線	95.34	4.00	6.00
26	40121	市野谷区画121号線	117.98	6.00	6.00
27	40122	市野谷区画122号線	68.36	6.00	6.00
28	40123	市野谷区画123号線	100.46	6.00	6.00
29	40124	市野谷区画124号線	126.15	6.00	6.00
30	40127	市野谷区画127号線	258.38	6.00	6.00
31	40128	市野谷区画128号線	122.05	6.00	6.00
32	40129	市野谷区画129号線	119.76	6.00	6.00
33	40130	市野谷区画130号線	119.68	6.00	6.00
34	40512	市野谷12号自転車歩行者専用道路	49.81	4.00	4.00
35	40513	市野谷13号自転車歩行者専用道路	50.59	4.00	4.00



整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
3	03273	東深井区画273号線	103.44	5.00	5.00



整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
4	03274	東深井区画274号線	33.40	5.00	9.00



整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
14	28056	西初石5丁目区画56号線	52.26	6.00	9.01

議案第 42 号

市道路線の廃止について

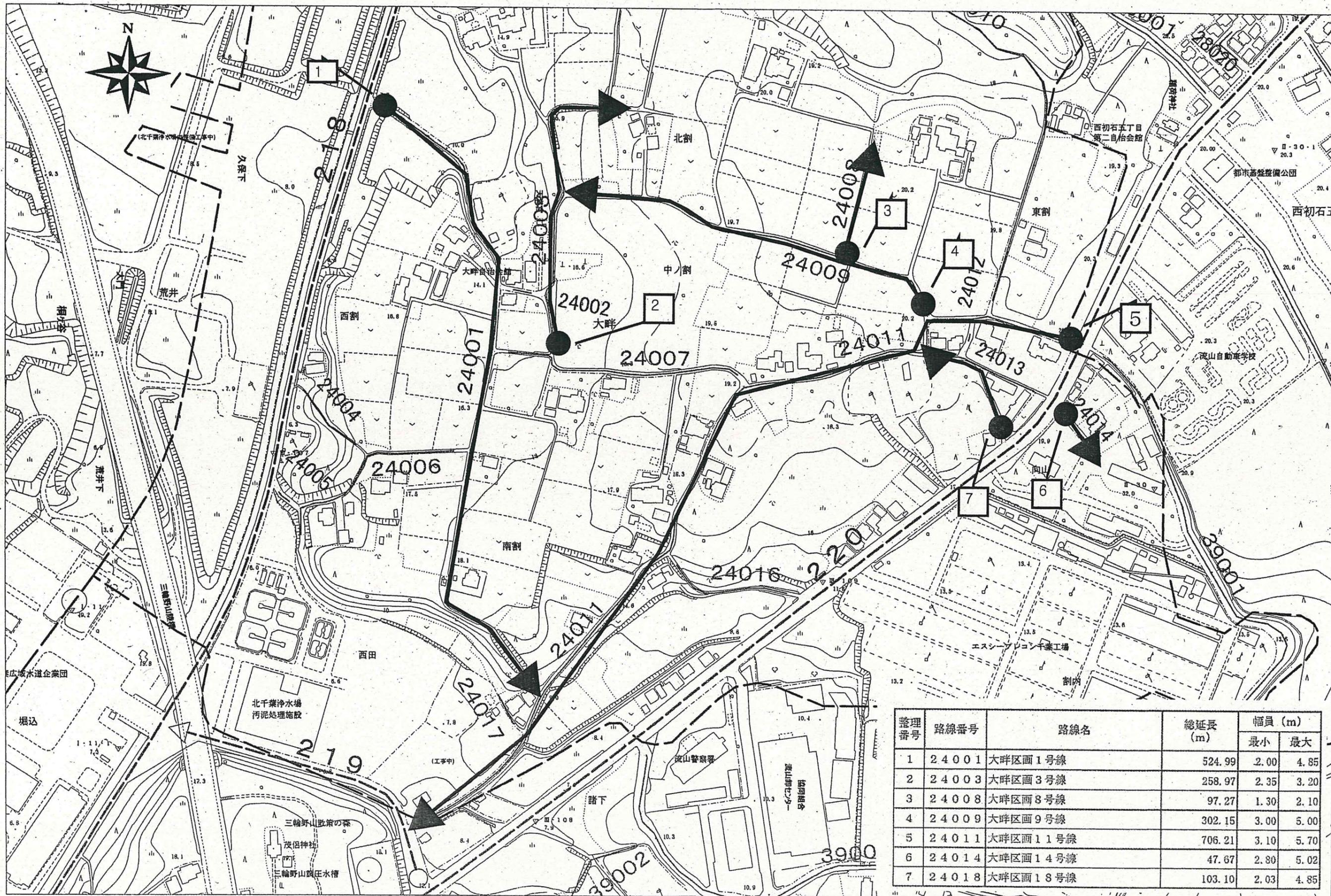
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、
別紙市道路線を廃止するものとする。

令和元年6月20日提出

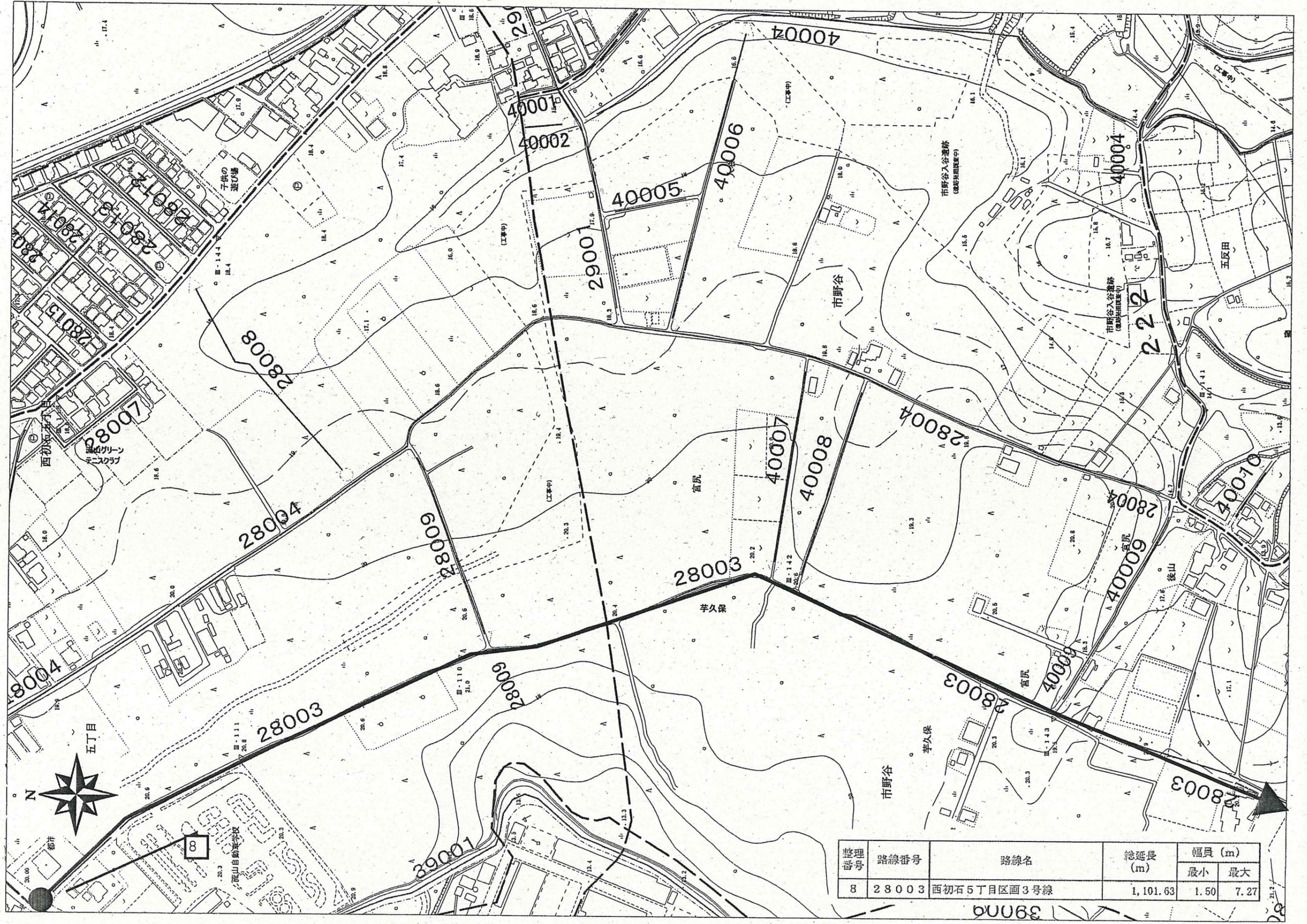
流山市長 井崎 義治

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点	重要な 経過地
			終 点	
1	24001	大畔区画1号線	大畔字西割245番6	
			大畔字南割360番1	
2	24003	大畔区画3号線	大畔字中ノ割301番	
			大畔字北割595番	
3	24008	大畔区画8号線	大畔字北割568番	
			同 所569番	
4	24009	大畔区画9号線	大畔字中ノ割322番	
			同 所307番	
5	24011	大畔区画11号線	大畔字向山530番2	
			三輪野山字諸下729番1	
6	24014	大畔区画14号線	大畔字向山535番1	
			同 所531番3	
7	24018	大畔区画18号線	大畔字向山535番2	
			同 所541番	
8	28003	西初石5丁目区画3号線	西初石5丁目44番8	
			市野谷字後山623番1	
9	28005	西初石5丁目区画5号線	西初石5丁目65番3	
			同 所97番	
10	29001	西初石6丁目区画1号線	西初石6丁目835番9	
			市野谷字入台667番1	
11	33003	東初石5丁目区画3号線	東初石5丁目134番34	
			同 所同 番27	
12	33004	東初石5丁目区画4号線	東初石5丁目134番18	
			同 所同 番17	
13	39001	三輪野山区画1号線	三輪野山字諸下743番4	
			大畔字向山530番4	
14	40003	市野谷区画3号線	市野谷字牛飼沢670番8	
			同 所680番1	
15	40004	市野谷区画4号線	市野谷字入台657番	
			市野谷字牛飼沢670番6	
16	40005	市野谷区画5号線	市野谷字入台667番4	
			同 所同 番7	
17	40006	市野谷区画6号線	市野谷字入台666番1	
			同 所667番9	
18	40011	市野谷区画11号線	市野谷字牛飼710番	
			同 所770番2	
19	40012	市野谷区画12号線	市野谷字牛飼771番1	
			市野谷字向山489番2	
20	40014	市野谷区画14号線	市野谷字立野773番1	
			同 所787番7	

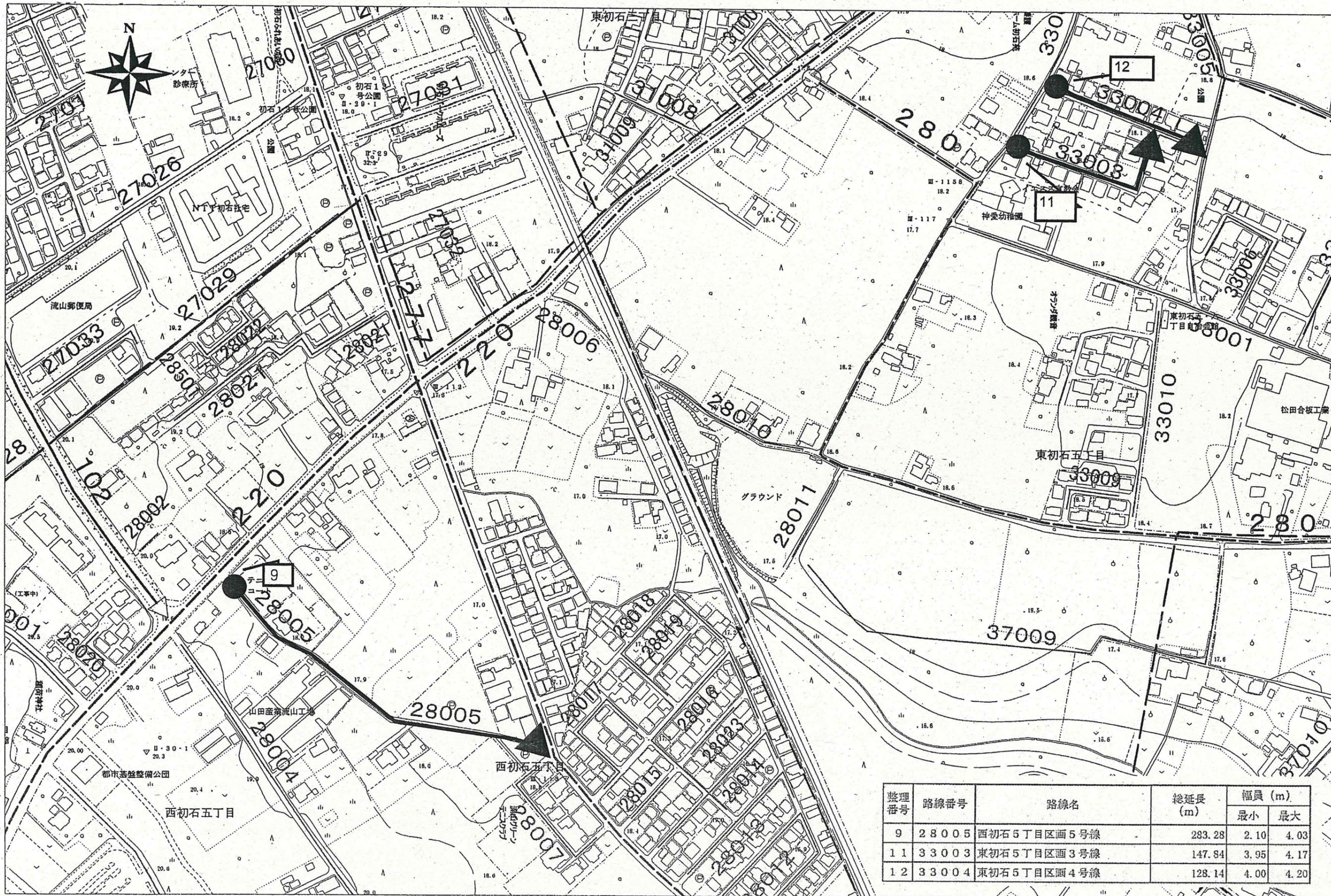
2 1	4 0 0 1 6	市野谷区画 1 6 号線	市野谷字立野 7 8 6 番 3	
			同 所 7 8 2 番 1	
2 2	4 0 0 1 8	市野谷区画 1 8 号線	市野谷字向山 4 8 6 番 2 3	
			同 所同 番 1 3	
2 3	4 0 0 1 9	市野谷区画 1 9 号線	市野谷字向山 4 6 5 番	
			同 所 5 0 4 番 1	



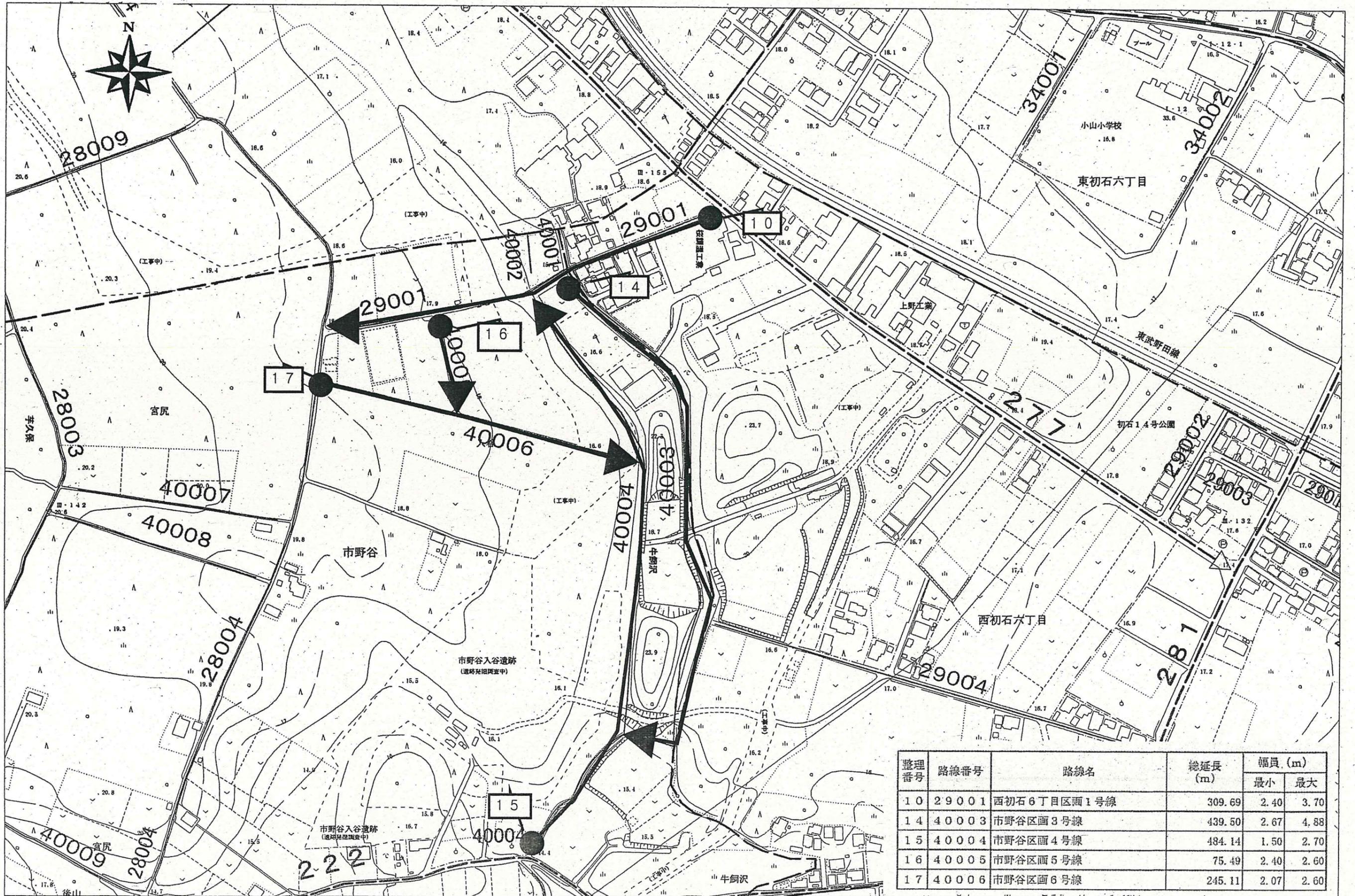
整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
1	24001	大畔区画1号線	524.99	2.00	4.85
2	24003	大畔区画3号線	258.97	2.35	3.20
3	24008	大畔区画8号線	97.27	1.30	2.10
4	24009	大畔区画9号線	302.15	3.00	5.00
5	24011	大畔区画11号線	706.21	3.10	5.70
6	24014	大畔区画14号線	47.67	2.80	5.02
7	24018	大畔区画18号線	103.10	2.03	4.85



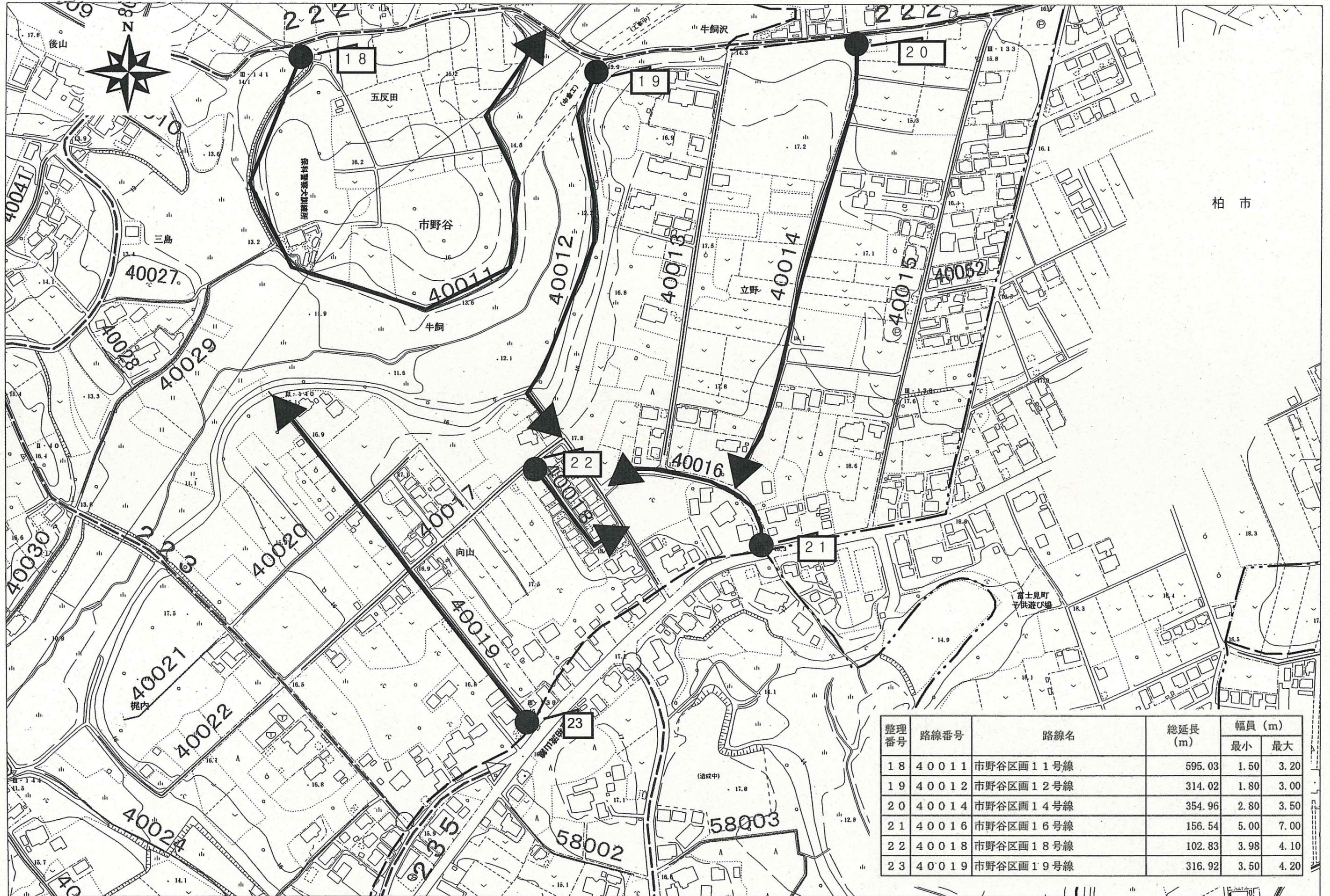
路線番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
8	28003	西初石5丁目区画3号線	1,101.63	1.50	7.27



整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
9	28005	西初石五丁目区画5号線	283.28	2.10	4.03
11	33003	東初石五丁目区画3号線	147.84	3.95	4.17
12	33004	東初石五丁目区画4号線	128.14	4.00	4.20



整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
10	29001	西初石6丁目区画1号線	309.69	2.40	3.70
14	40003	市野谷区画3号線	439.50	2.67	4.88
15	40004	市野谷区画4号線	484.14	1.50	2.70
16	40005	市野谷区画5号線	75.49	2.40	2.60
17	40006	市野谷区画6号線	245.11	2.07	2.60



柏市

整理番号	路線番号	路線名	総延長 (m)	幅員 (m)	
				最小	最大
18	40011	市野谷区画11号線	595.03	1.50	3.20
19	40012	市野谷区画12号線	314.02	1.80	3.00
20	40014	市野谷区画14号線	354.96	2.80	3.50
21	40016	市野谷区画16号線	156.54	5.00	7.00
22	40018	市野谷区画18号線	102.83	3.98	4.10
23	40019	市野谷区画19号線	316.92	3.50	4.20

報告第 4 号

継続費繰越計算書について

平成30年度流山市一般会計継続費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年6月20日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成30年度流山市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費額	平成30年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の繰越金	財源内訳			
				予算計上額	前年度繰越額	計					繰越金	特定財源		
												国庫支出金	地方債	その他
2	総務費	1 総務管理費	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
			66,637,000	35,051,000	35,051,000	35,050,320	680	680	680					
8	土木費	3 河川費												
			106,000,000	94,000,000	94,000,000	34,560,000	59,440,000	59,440,000	7,540,000	国庫支出金 23,000,000	市債 28,900,000			
		4 都市計画費												
			9,000,000	2,938,000	2,938,000	2,862,000	76,000	76,000	76,000					
10	教育費	2 小学校費												
			1,736,662,000	168,586,000	168,586,000	11,400,000	157,186,000	157,186,000	39,386,000		市債 117,800,000			
			283,788,000	152,496,000	44,600,000	197,096,000	114,946,000	82,150,000	51,550,000		市債 30,600,000			
			300,000,000	128,790,000		128,790,000	63,072,000	65,718,000	6,618,000		市債 59,100,000			
		3 中学校費												
			263,566,000	29,237,000	29,237,000	8,000,000	21,237,000	21,237,000	11,937,000		市債 9,300,000			
合計			2,765,653,000	611,098,000	44,600,000	655,698,000	269,890,320	385,807,680	385,807,680	117,107,680	23,000,000	245,700,000		

報告第 5 号

繰越明許費繰越計算書について

平成30年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年6月20日報告

流山市長 井 崎 義 治

平成30年度流山市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年 繰越 金額	左の財源内訳			
					既 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		一 般 財 源
						国 庫 支 出 金	そ の 他	
			円	円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	全庁LAN整備事業	20,076,000	20,075,880		国庫支出金 2,666,000		17,409,880
	3 戸籍住民基本台帳費	TX沿線整備住民記録及び戸籍簿等変更事業 (西平井・鱈ヶ崎地区)	8,027,000	8,025,979				8,025,979
		TX沿線整備住民記録及び戸籍簿等変更事業 (新市街地地区)	1,832,000	1,831,800				1,831,800
3 民生費	1 社会福祉費	福祉会館整備事業	148,277,000	102,902,000			市債 73,400,000	29,502,000
	2 児童福祉費	私立保育所整備補助事業	239,026,000	239,026,000	84,392,000	国庫支出金 126,589,000		28,045,000
		学童クラブ施設整備事業	128,712,000	110,000,000			市債 45,600,000	64,400,000
4 衛生費	1 保健衛生費	予防接種事業	76,165,000	75,517,000		国庫支出金 37,758,000		37,759,000
	2 清掃費	ごみ焼却施設整備事業	30,882,000	27,540,000				27,540,000
7 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券事業	10,811,000	10,811,000		国庫支出金 10,811,000		
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持補修事業	21,000,000	18,610,000				18,610,000
		市道前ヶ崎・向小金1号道路拡幅事業	6,873,000	5,870,811				5,870,811

款	項	事業名	金額	翌 繰 年 越 額	左の財源内訳				
					既 特 定 財 源	未収入特定財源		一 般 財 源	
						国 庫 支 出 金	そ の 他		
8 土木費	2 道路橋 りょう 費	新設小学校建設関連道路整備事業	34,756,000	11,778,996		国庫支出金 4,175,000	市債 6,600,000	1,003,996	
		区画道路改良事業	35,866,000	20,688,352			市債 18,600,000	2,088,352	
		名都借跨線橋道路拡幅改良事業	5,510,000	5,510,000					5,510,000
		橋りょう補修事業	64,000,000	43,866,000		国庫支出金 18,771,500	市債 13,800,000	11,294,500	
	3 河川費	三輪野山地区総合治水対策事業	12,201,000	11,710,400			市債 8,700,000	3,010,400	
	4 都市計 画費	運河駅周辺整備事業	9,656,000	9,656,000					9,656,000
		都市広場等管理事業	10,541,000	10,541,000		国庫支出金 5,300,000	市債 4,700,000	541,000	
		運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理 単独費負担事業	5,483,000	5,483,000			市債 4,100,000	1,383,000	
		木地区一体型特定土地区画整理単独費負担 事業	30,727,000	30,727,000			市債 7,600,000	23,127,000	
		都市計画道路3・5・23号江戸川台駒木線道 路改良事業	68,933,000	68,912,680		国庫支出金 12,354,000	市債 40,900,000	15,658,680	
		西平井・鱈ヶ崎地区公園施設新設事業	34,063,000	31,063,000		国庫支出金 16,115,000	市債 12,600,000	2,348,000	
		木地区公園施設新設事業	18,318,000	18,318,000		国庫支出金 4,860,000	市債 9,900,000	3,558,000	

款	項	事業名	金額	翌 繰 年 越 度 額	左の財源内訳			
					既 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一 般 財 源	
							国 庫 支 出 金	そ の 他
9 消防費	1 消防費	消防団機械器具置場建設事業	17,857,000	17,857,000		県支出金 2,310,000	市債 8,600,000	6,947,000
		消防指令業務共同運用事業	7,518,000	7,518,000				7,518,000
		中央消防署移転事業	4,701,000	4,700,280				4,700,280
		はしご付消防ポンプ自動車整備事業	32,499,000	32,499,000				32,499,000
		防災備蓄倉庫設置事業	8,784,000	8,784,000		国庫支出金 3,000,000	市債 2,700,000	3,084,000
10 教育費	2 小学校費	小学校校舎等改修事業	8,365,000	8,308,000				8,308,000
		小学校公共下水道接続事業	10,362,000	10,362,000				10,362,000
		学校用地（小学校）取得事業	210,992,000	210,991,602			市債 189,700,000	21,291,602
	3 中学校費	中学校校舎等改修事業	3,294,000	3,294,000				3,294,000
		学校用地（中学校）取得事業	85,069,000	68,085,104			市債 61,200,000	6,885,104
5 社会教育費	文化会館施設整備事業	22,762,000	21,834,800			市債 16,000,000	5,834,800	
合 計			1,433,938,000	1,282,698,684	84,392,000	244,709,500	524,700,000	428,897,184

報告第 6 号

事故繰越し繰越計算書について

平成30年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年6月20日報告

流山市長 井崎 義治

平成30年度流山市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担行 為予定額	翌年 繰越 額	左 の 財 源 内 訳				説 明			
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源		
									国 支 出	県 金	そ の 他				
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円					
4	民生費	2	清掃費	リサイクル館包括管理運営事業	8,564,400	8,564,400	8,564,400				8,564,400	部品の調達に時間を要したため、年度内の事業完了が困難となったことから、事故繰越しするもの			
8	土木費	2	道路橋りょう費	市道前ヶ崎・向小金1号道路拡幅事業	14,030,910	561,600	13,469,310					13,469,310	急きょ地権者が海外勤務となり、登記手続に不測の日数を要したため、年度内の事業完了が困難となったことから、事故繰越しするもの		
				4	都市計画費	既成市街地地区公園施設新設事業	22,528,800	18,025,200	4,503,600					4,503,600	美原1号公園トイレ設置工事においては、当初予定していた建物の構造を見直す必要が出てしまい年度内完成が困難となったことから、事故繰越しするもの
						遊具施設等安全対策事業	60,479,244	54,820,044	5,659,200					5,659,200	公園遊具施設等安全対策工事(江戸川台7号公園園路再整備)においては、工事契約後に舗装材に関する自治会からの要望があり、自治会との協議に不測の時間を要してしまい年度内完成が困難となったことから、事故繰越しするもの
合 計				105,603,354	73,406,844	32,196,510	32,196,510				32,196,510				

報告第 7 号

繰越明許費繰越計算書について

平成30年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年6月20日報告

流山市長 井崎 義治

平成30年度流山市土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年 繰越 金額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国庫支出金	その他	
2	1	土地区画整理事業 (換地処分業務委託等)	円 58,256,000	円 40,350,000	円 一般会計繰入金 35,350,000	円 国庫支出金 5,000,000	円	
		土地区画整理事業 (家屋移転補償等)	円 3,244,000	円 2,000,000	円 一般会計繰入金 2,000,000			
	2	土地区画整理事業 (測量等業務委託等)	円 83,748,000	円 27,460,000	円 一般会計繰入金 27,460,000			
		土地区画整理事業 (盛土造成工事等)	円 205,462,000	円 138,306,560	円 一般会計繰入金 96,306,560	円 国庫支出金 42,000,000		
合 計			円 350,710,000	円 208,116,560	円 161,116,560	円 47,000,000		

報告第 8 号

事故繰越し繰越計算書について

平成30年度流山市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和元年6月20日報告

流山市長 井崎 義治

平成30年度流山市土地区画整理事業特別会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			明 説	
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
									国 支 出	県 金		
2	1	西平井・鱈 ヶ崎地区土 地区画整理 事業費	20,541,278	円	円	円	円	円	円	円	円	地権者との合意形成に時間を要したため、年度内完了が困難となったことから、事故繰越しするもの
				17,787,278	2,754,000	2,754,000	2,754,000	2,754,000				
		土地区画整理事業 (道路築造工事)						一般会計繰入金				
		土地区画整理事業 (施行者負担金)	29,700,000		29,700,000		29,700,000	29,700,000				施行者（千葉県）の工事が遅延したことにより年度内完了が困難となったことから、事故繰越しするもの
2	2	鱈ヶ崎・思 井地区土 地区画整理 事業費	227,313,000	円	円	円	円	円	円	円	円	関係地権者との協議に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となったことから、事故繰越しするもの
				198,793,000	28,520,000	28,520,000	28,520,000	28,520,000				
		土地区画整理事業 (道路築造工事)						一般会計繰入金				
		土地区画整理事業 (施行者負担金)	15,615,248	13,476,000	2,139,248		2,139,248	2,139,248				工事が遅れたことにより、ガス管の敷設が一部できず、年度内完了が困難となったことから、事故繰越しするもの
		土地区画整理事業 (家屋移転補償 等)	19,848,000	18,239,900	1,608,100		1,608,100	1,608,100				工事が遅れたことにより、工作物の除去等が完了できず、年度内完了が困難となったことから、事故繰越しするもの
合 計			313,017,526	248,296,178	64,721,348		64,721,348	64,721,348				

報告第 9 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成30年度流山市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和元年6月20日報告

流山市長 井崎 義治

平成30年度流山市水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	企業債	工事負担金			
			円	円	円	円	円	円	円		
1 資本的支出	1 建設改良費	江戸川台主要配水管改良工事実施設計委託	6,858,000		6,858,000	6,858,000					委託箇所は既設埋設管が集中し支障となるため、移設等の検討及び関係機関との近接施工協議に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		配水管改良工事施行委託	26,739,000		26,739,000	26,739,000					鉄道横断部の推進工を鉄道事業者に施行委託するものであるが、鉄道事業者の都合により委託契約に不測の日数を要したことから、本委託の年度内完了が困難となったため
		北部地域主要配水管改良工事(H30-1工区)	62,882,000		62,882,000	62,882,000					工事範囲の一部である鉄道横断部の推進工を鉄道事業者に施行委託する工事であるが、鉄道事業者との委託契約に不測の日数を要したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		西初石5丁目配水管改良工事(H30-1工区)	86,832,000		86,832,000	86,832,000					不明埋設物の対応や、仮配管系統の変更、住民要望による本復旧面積の増加により工程に遅延が生じていることから、本工事の年度内完了が困難となったため
		西平井配水管改良工事(H30-1工区)	65,016,000		65,016,000	65,016,000					既設埋設管が集中しており、試掘調査により確認を行なったところ、配管計画の再検討が必要となったことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		西平井配水管改良工事(H30-2工区)	41,040,000		41,040,000	41,040,000					先行工事である西平井配水管改良工事(H30-1工区)が遅延しており、隣接工事であり交通規制が重複することにより発注ができなかったことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		向小金2丁目配水管改良工事(その2)	3,888,000		3,888,000	3,888,000					市発注の道路整備工事箇所の配水管改良を行うものであり、その工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		南流山7丁目配水管改良工事	54,432,000		54,432,000	54,432,000					当初予定されていた工事箇所に加え、追加の路線を工事に含めることとなったことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		西深井配水管改良工事	47,088,000		47,088,000	47,088,000					同一路線で下水道工事と競合し、同時施工が困難であり、先行する下水道工事の完了後の施工となり、工事着手までに不測の日数を要したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		美原4丁目配水管改良工事	40,824,000		40,824,000	40,824,000					下水道工事の遅延や配水管追加の協議の遅延が原因による工程調整に不測の日数を要していることから、本工事の年度内完了が困難となったため
		西初石6丁目配水管改良工事	44,496,000		44,496,000	44,496,000					市発注の下水道工事に合わせて配水管改良を行うものであり、その工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		向小金2丁目配水管改良工事(その1)	31,536,000		31,536,000	31,536,000					同一路線で下水道工事と競合し、同時施工が困難であり、先行する下水道工事の完了後の施工となり、工事着手までに不測の日数を要したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		江戸川台東2丁目ほか舗装本復旧工事	4,485,000		4,485,000	4,485,000					先行工事である北部地域主要配水管改良工事(H30-1工区)が遅延しており、発注ができなかったことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		南流山7丁目舗装本復旧工事	25,002,000		25,002,000	25,002,000					先行工事である南流山7丁目配水管改良工事が遅延しており、発注ができなかったことから、本工事の年度内完了が困難となったため
越谷流山線バイパス道路整備に伴う配水管移設工事(H30-1工区)	81,730,000		81,730,000	19,090,000			62,640,000		千葉県発注の道路整備工事箇所の配水管移設を行うものであり、その工程に合わせたことから、本工事の年度内完了が困難となったため		

1 資本的支出	2 拡張事業費	平方ほか配水管拡張工事 実施設計委託	11,340,000		11,340,000	11,340,000					委託箇所は千葉県管轄である一級河川今上落及び用水路の横断を必要とし、関係機関との構造協議に時間を要したことから、年度内完了が困難となったため
		南配水管拡張工事(H30-1工区)	36,180,000		36,180,000	36,180,000					先行して発注した工事との迂回路確保に伴い、その工事の完了に併せたこと及び千葉県管轄である一級河川今上落における占用協議に時間を要したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		小屋舗装本復旧工事	6,253,200		6,253,200	6,253,200					先行して発注した配水管拡張工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
	3 つくばエクスプレス沿線整備事業費	木地区配水管拡張工事(H30-1工区)	11,100,000		11,100,000				11,100,000		区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		木地区配水管拡張工事(H30-2工区)	9,600,000		9,600,000				9,600,000		区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		運動公園周辺地区配水管拡張工事(H30-2工区)	32,616,000		32,616,000				32,616,000		区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		新市街地地区配水管拡張工事(H30-2工区)	47,445,480		47,445,480				47,445,480		区画整理事業者である独立法人都市再生機構発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
		新市街地地区配水管拡張工事(H30-4工区)	48,514,680		48,514,680				48,514,680		区画整理事業者である独立法人都市再生機構発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
	合 計			円	円	円	円	円	円	円	
		825,897,360		825,897,360	613,981,200			211,916,160			

2 地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	企業債	国庫補助金	工事負担金			
1 資本的支出	2 つくばエクスプレス沿線整備事業費	木地区配水管拡張工事(H29-3工区)	円 39,528,000	円	円 39,528,000	円	円	円	円 39,528,000	円		区画整理事業者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため
合 計			39,528,000		39,528,000				39,528,000			

報告第 10 号

繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、平成30年度流山市下水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について上下水道事業管理者から報告があったので、別紙のとおり報告する。

令和元年6月20日報告

流山市長 井崎 義治

平成30年度流山市下水道事業会計予算繰越計算書

1 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明	
						損益勘定留保資金	企業債	国庫補助金	工事負担金				
1 資本的支出	1 建設改良費	第3-1汚水枝線工事(E0-311)	171,709,200		171,709,200	39,309,200	74,800,000	57,600,000				美原3,4丁目地区において、図面とは異なる位置に占用物件があり、工法等の見直しを行った結果、時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため	
		前ヶ崎1号汚水幹線工事(E0-711)	82,512,000		82,512,000	22,712,000	34,800,000	25,000,000				前ヶ崎地区において、図面とは異なる位置に占用物件(ガス管等の埋設物)が多々あり、移設に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため	
		第7-4汚水枝線工事(E0-741)	45,036,000		45,036,000	9,636,000	19,800,000	15,600,000				向小金3丁目地区において、図面とは異なる位置に占用物件があり、工法等の見直しを行った結果、時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため	
		第7-4汚水枝線工事(E0-743)	95,040,000		95,040,000	12,640,000	47,400,000	35,000,000				向小金2丁目地区において、図面とは異なる位置に占用物件があり、工法等の見直しを行った結果、時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため	
		第8汚水枝線工事(E0-801)	60,739,000		60,739,000	10,839,000	29,900,000	20,000,000				向小金3丁目地区において、図面とは異なる位置に占用物件があり、工法等の見直しを行った結果、時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため	
		第9-4汚水枝線工事(E0-941)	85,860,000		85,860,000	8,240,000	42,900,000	34,720,000				西初石6丁目地区において、図面とは異なる位置に占用物件(ガス管等の埋設物)が多々あり、移設に時間を要し、本工事の年度内完了が困難となったため	
		駒木第2汚水枝線工事(T0-201)	94,608,000		94,608,000			42,800,000	51,808,000				駒木地区(新市街地地区内)に設置するバイパス管整備において、地中障害物と干渉したことから、工法等の見直しを行った結果、本工事の年度内完了が困難となったため
		第7-4舗装復旧工事(ER0-743)	13,802,000		13,802,000	3,202,000	5,000,000	5,600,000					向小金3丁目地区において、同じ路線を施工する工事との工程調整に時間を要し、本工事の年度内の完了が困難となったため
		大堀川1号雨水幹線特殊人孔修正設計業務委託	3,434,400		3,434,400	2,590,912				843,488			既設水路との接続形状を急きよ変更する必要が生じたことから、他企業埋設管理者との協議に時間を要したため、年度内の完了が困難となったため
		向小金雨水幹線工事に伴う家屋事後調査、復旧積算及び補償交渉業務委託	5,551,200		5,551,200	3,123,661				2,427,539			地権者との調査日等の日程調整において、不測の時間を要したことから、年度内の完了が困難となったため
		大堀川1号雨水幹線工事に伴うガス管切廻し補償	6,696,000		6,696,000	5,051,463				1,644,537			ガス管の一時切戻し後の復元工事において、大堀川1号雨水幹線工事が遅延したことから、年度内の完了が困難となったため
		第9-4汚水枝線工事(E0-941)に伴うガス管切廻し補償	564,000		564,000	564,000							ガス管の一時切戻し後の復元工事において、第9-4汚水枝線工事(E0-941)が遅延したことから、年度内の完了が困難となったため
		向小金雨水幹線工事に伴う物件補償	13,500,000		13,500,000	7,596,450				5,903,550			地権者との調査日等の日程調整において、不測の時間を要したことから、年度内の完了が困難となったため
		2 つくばエクスプレス沿線整備事業費	運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業に伴う公共下水道事業に関する業務委託(汚水)	84,099,880		84,099,880		23,500,000	23,500,000	37,099,880			
木地区一体型特定土地区画整理事業に伴う公共下水道事業に関する業務委託(汚水)	45,800,300			45,800,300			5,400,000	40,400,300				区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため	
運動公園周辺地区一体型特定土地区画整理事業に伴う公共下水道事業に関する業務委託(雨水)	29,104,720			29,104,720		3,000,000	3,000,000	23,104,720				区画整理事業施行者である千葉県発注の造成工事が遅延したことから、本工事の年度内完了が困難となったため	
合 計			838,056,700		838,056,700	125,504,686	281,100,000	268,220,000	163,232,014				

2 地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良の通次繰越額

款	項	事業名	継続費 の総額	平成30年度継続費予算現額			支払義 務発生 (見込) 額	残額	翌年度通次繰 越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入限度額	
				予算計上額	前年度 通次 繰越額	計				損益勘定 留保資金	企業債	国庫補助金	工事負担金		
1 資本的支出	1 建設改良費	大堀川1号雨水幹線整備事業	円 677,250,000	円 257,950,000	円 0	円 257,950,000	円 0	円 257,950,000	円 257,950,000	円 5,334,360	円 97,000,000	円 122,300,000	円 33,315,640	円	
計			677,250,000	257,950,000	0	257,950,000	0	257,950,000	257,950,000	5,334,360	97,000,000	122,300,000	33,315,640	0	

報告第 11 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月20日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 新市街地地区等の字の区域及び名称の変更に伴い、字の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

字の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和元年5月10日

流山市長 井 崎 義 治

字の区域及び名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(流山市立小学校設置条例の一部改正)

第1条 流山市立小学校設置条例(昭和39年流山市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「流山市十太夫97番地の1」を「流山市おおたかの森東二丁目5番地の3」に、「流山市市野谷621番地の1」を「流山市おおたかの森西二丁目13番地の1」に改める。

(流山市立中学校設置条例の一部改正)

第2条 流山市立中学校設置条例(昭和39年流山市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「流山市市野谷621番地の1」を「流山市おおたかの森西二丁目13番地の1」に改める。

(流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部改正)

第3条 流山市消防本部及び消防署の設置に関する条例(昭和41年流山市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条の表流山市中央消防署の項中「東初石5丁目 東初石6丁目」を削り、「西初石6丁目」を「おおたかの森北一丁目 おおたかの森北二丁目 おおたかの森北三丁目 おおたかの森東一丁目 おおたかの森東二丁目 おおたかの森東三丁目 おおたかの森東四丁目 おおたかの森南一丁目 おおたかの森南二丁目 おおたかの森南三丁目 おおたかの森西一丁目 おおたかの森西二丁目 おおたかの森西三丁目 おおたかの森西四丁目」に改める。

(流山市出張所設置条例の一部改正)

第4条 流山市出張所設置条例(昭和41年流山市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「流山市東初石6丁目181番地の29」を「流山市おおたかの森北一丁目2番地の1」に改める。

(流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 流山市福祉会館の設置及び管理に関する条例(昭和52年流山市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条の表中「流山市十太夫97番地の1」を「流山市おおたかの森東二丁目5番地の3」に改める。

(流山市立図書館設置等に関する条例の一部改正)

第6条 流山市立図書館設置等に関する条例（昭和53年流山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「流山市市野谷621番地の1」を「流山市おおたかの森西二丁目13番地の1」に改める。

（流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第7条 流山市学童クラブの設置及び管理に関する条例（平成23年流山市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中「流山市十太夫97番地の1」を「流山市おおたかの森東二丁目5番地の3」に、「流山市十太夫186番地」を「流山市おおたかの森東一丁目12番地の2」に、「流山市市野谷621番地の1」を「流山市おおたかの森西二丁目13番地の1」に改める。

（流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第8条 流山市おおたかの森センターの設置及び管理に関する条例（平成26年流山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「流山市市野谷621番地の1」を「流山市おおたかの森西二丁目13番地の1」に改める。

（流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第9条 流山市おおたかの森ホールの設置及び管理に関する条例（平成29年流山市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条中「流山市東初石6丁目181番地の29」を「流山市おおたかの森北一丁目2番地の1」に改める。

附 則

この条例は、令和元年5月11日から施行する。

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月20日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 公用車の物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月23日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 環境部環境政策課の職員が生活環境の相談を受け、訪問する際に公用車を運転し、訪問先の許可を得て車庫に駐車しようとしたところ、玄関アプローチに接触し、当該玄関アプローチを損傷させたことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成30年9月11日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 相手方住所地 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成31年1月23日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 252,510円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年2月8日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | |
|-------------|---|
| 1 事 件 名 | 市民生活部コミュニティ課の職員が、公用車立体駐車場から出庫しようとした際、運転していた公用車（市が賃借している自動車）の右側後輪付近が、通路側に駐車されていた車両の右側前方のバンパーと接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 発 生 年 月 日 | 平成30年12月14日 |
| 3 発 生 場 所 | 流山市平和台2丁目1番地の2
流山市役所公用車立体駐車場 |
| 4 相 手 方 | 千葉県千葉市中央区弁天1丁目5番1号
大和リース株式会社千葉支店 |
| 5 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 和解成立年月日 | 平成31年2月8日 |
| 7 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 損 害 賠 償 額 | 116,813円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年2月26日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 土木部河川課の職員が公用車（市が賃借している自動車）を運転中、訪問先にバックで進入した際、側方右側の注意を怠り、右折してきた車両と接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成30年7月24日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字西平井952番2地先路上 |
| 4 | 相 手 方 | 東京都台東区松が谷一丁目3番5号
株式会社日立オートサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成31年2月26日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 265,078円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月20日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 流山市消防団員が、消防団第14分団の消防車両を運転し、管轄区域を火災警戒パトロールしていたところ、道路脇に設置されている畑の土留の支柱に車両右側面部を接触させたことによる当該支柱の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成31年2月11日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字小屋837番地先路上 |
| 4 | 相 手 方 | 流山市在住者 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成31年3月20日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 96,411円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年4月1日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 健康福祉部社会福祉課の職員が公用車（市が賃借している自動車）を運転中、T字路交差点にて右折しようとした際、前方左側から走行してきた自動車と接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成31年2月5日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市大字下花輪208番5地先 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区新港57番地
株式会社トヨタレンタリース千葉 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成31年4月1日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 35,316円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年4月9日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 事 件 名 | 土木部道路管理課の職員が公用車（市が賃借している自動車）を運転し、道路境界の立会いの現場から後進で出る際、車体左前方が当該現場敷地内の階段擁壁に接触したことによる当該公用車の物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成31年2月8日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市前ヶ崎2番地の67 |
| 4 | 相 手 方 | 千葉県千葉市美浜区中瀬2丁目6番地1
株式会社日産フィナンシャルサービス |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成31年4月9日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 32,509円 |

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年4月23日

流山市長 井 崎 義 治

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 事 件 名 | 環境部クリーンセンターの職員が森のまちエコセンター敷地内で市所有の重機（ショベルローダ）を運転中、バックしようとしたところ、同敷地内に駐車していた相手方車両と接触したことによる物損事故 |
| 2 | 発 生 年 月 日 | 平成31年3月16日 |
| 3 | 発 生 場 所 | 流山市このす台1594番地
（森のまちエコセンター駐車場内） |
| 4 | 相 手 方 | 東京都品川区南大井6丁目26番3号
日立造船株式会社 |
| 5 | 解 決 方 法 | 和解による。 |
| 6 | 和解成立年月日 | 平成31年4月23日 |
| 7 | 和 解 の 要 旨 | 相手方の損害額の全額を市が負担する。 |
| 8 | 損 害 賠 償 額 | 286,789円 |

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月20日報告

流山市長 井崎 義治

報告理由 市が管理する長崎ふれあいの森の樹木の倒木により相手方自動車の車体を損傷させた物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、報告するためである。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月25日

流山市長 井 崎 義 治

記

1	事 件 名	市が管理する長崎ふれあいの森に生えている樹木の倒木により、隣接する駐車場に駐車していた相手方の自動車の車体を破損させた物損事故
2	発 生 年 月 日	平成30年10月1日
3	発 生 場 所	流山市長崎2丁目155番6
4	相 手 方	流山市在住者
5	解 決 方 法	和解による。
6	和解成立年月日	平成31年1月25日
7	和 解 の 要 旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
8	損 害 賠 償 額	745,945円

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について（昭和54年流山市議会議決）の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月25日

流山市長 井 崎 義 治

記

1	事 件 名	市が管理する長崎ふれあいの森に生えている樹木の倒木により、隣接する駐車場に駐車していた相手方の自動車の車体を破損させた物損事故
2	発 生 年 月 日	平成30年10月1日
3	発 生 場 所	流山市長崎2丁目155番6
4	相 手 方	柏市在住者
5	解 決 方 法	和解による。
6	和解成立年月日	平成31年1月25日
7	和 解 の 要 旨	相手方の損害額の全額を市が負担する。
8	損 害 賠 償 額	634,338円